

ひたちなか市地域福祉計画

(平成19年度～平成23年度)

助け合い 支え合う ころろでつくるまちづくり

～ 誰もがいきいきと暮らす地域をめざして ～

ひたちなか市

はじめに



近年、少子・高齢社会や核家族化の進行、個人の価値観の多様化などにより、地域における人と人とのつながりが希薄化し、地域社会の相互扶助機能が弱まる中で、高齢者や障害のある方々への生活上の支援や虐待、ひきこもり、家庭内暴力への対応など、個人や家庭だけで解決できない様々な地域課題が増えつつあります。

このような状況にあって、すべての市民が、人として尊厳を持って、いつまでも住みなれた地域で、健やかに、安心して、いきいきと暮らしていける社会を実現することが何より大切であり、そのためには公的な福祉サービスに加え、市民と行政、事業者などが連携して、地域における助け合いや支え合いの輪を広げていく必要があります。

このたび策定いたしました「ひたちなか市地域福祉計画」は、こうした背景のもと、「ひたちなか市第2次総合計画」のまちづくりの基本目標の一つである「元気で思いやりと優しさに支えられたまちづくり」を具現化するための福祉分野における個別計画として位置付けるとともに、地域福祉を推進する具体的な取り組みとして、地域住民、市、社会福祉協議会、事業者など、それぞれの求められる役割を示したものです。

また、本計画は、策定委員会への市民公募委員の参画や、地域福祉懇談会、市民福祉意識アンケートなどの機会を通して市民の皆様の参画・協力を得て、策定いたしました。

計画の基本理念であります「助け合い 支え合う ころでつくるまちづくり」の実現に向け、地域福祉の推進に全力で取り組んでまいりたいと考えておりますので、市民の皆様のより一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、ご助言・ご指導を賜りました策定委員会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただきました多くの市民の皆様方に心から感謝申し上げます。

平成19年9月

ひたちなか市長 本間 源基

目 次

第1章 計画策定にあたり

1	計画策定の背景	1
2	計画策定の目的	2
3	計画の位置付け	2
4	計画の期間	3
5	地域の捉え方	3
6	計画の策定体制	5
7	計画の進行管理	5

第2章 市の状況

1	人口の動き	9
2	保健福祉各分野の施策	12
3	市民の福祉意識と地域の福祉課題	24

第3章 計画の基本的な考え方

1	計画の基本理念	29
2	計画の基本目標	29
3	計画の構成	30
4	計画の体系	31

第4章 施策の展開

I	誰もが安心して利用できる福祉の推進	
1	保健福祉サービスの充実	
(1)	保健福祉サービスの充実	34
(2)	効果的な情報の提供	37
(3)	総合的な相談体制の充実	40
(4)	サービス利用者の権利擁護の推進	43
(5)	住環境の整備	46
2	地域福祉意識の啓発	
(1)	支え合いのコミュニティづくり	49
(2)	福祉教育の充実	52
II	ふれあいと助け合いのある地域づくり	
1	市民の地域活動への参加の促進	
(1)	地域での支え合う活動の推進	55
(2)	要援護活動の推進	58
2	地域の交流の推進	
(1)	世代間交流の推進	61
(2)	居場所・たまり場・活動場所の充実	63
III	地域活動やボランティア活動の推進	
1	地域福祉の活動を行う団体の連携	
(1)	地域における各種団体の連携	65
(2)	ボランティア活動の活性化	68
2	地域の人材情報の活用	
(1)	人材の育成・発掘	71
(2)	シニアをはじめとした地域の人材活用	74

資料

1	ひたちなか市地域福祉計画策定経過	77
2	ひたちなか市地域福祉計画策定委員会設置要綱	78
3	ひたちなか市地域福祉計画策定委員会委員名簿	79
4	ひたちなか市地域福祉計画策定プロジェクト・チーム設置要項	80
5	ひたちなか市地域福祉計画ワンポイント集	82

別冊

1	市民福祉意識アンケート結果	1
2	地域福祉懇談会懇談内容	21
3	市内の福祉施設・福祉関係活動団体等一覧	31

第1章 計画策定にあたり

第1章 計画策定にあたり

1 計画策定の背景

少子・高齢化の進展とともに、核家族化や家庭や地域における相互に支え合う力が弱くなり、住民相互のつながりが希薄になっていると指摘されています。また、高齢者世帯が増加し、一方で、ひきこもり、子育て家庭の孤立、児童虐待など新しい社会問題が増加しています。このような状況のなかで、市民の生活ニーズは多様化し、従来の公的なサービスだけでは対応が難しくなっています。

そこで、市民の互いの助け合いや支え合いと公的なサービスを両輪とした地域福祉の推進が必要となっています。

国においては、社会福祉の基礎構造改革が進められ、特に、平成10年に中央社会福祉審議会社会福祉構造改革分科会から公表された「社会福祉基礎構造改革について」では、「社会福祉の基礎となるのは、他人を思いやり、お互いを支え助け合おうとする精神である。その意味では、社会福祉を作り上げ、支えていくのはすべての国民である」と述べており、自立した個人が地域住民としてのつながりを持ち、思いやりを持ってともに助け合い、支え合うという社会福祉の理念が示されました。

その後、平成12年には社会福祉に関する基本法であった「社会福祉事業法」が「社会福祉法」として改正され、福祉サービスの利用者と提供者（事業者・ボランティア・行政等）の対等な関係を築き、多様化する個人のニーズに対して地域における総合的な支援体制を確立するとともに、市民自らの積極的な参加による、よりよい福祉をめざし地域福祉の推進が明文化され、さらに、同法第107条（市町村地域福祉計画）が平成15年に施行され、地域福祉計画の策定が位置付けられました。



[社会福祉法]

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民，社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者は，相互に協力し，福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み，社会，経済，文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように，地域福祉の推進に努めなければならない。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は，地方自治法第2条第4項の基本構想に即し，地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し，又は変更しようとするときは，あらかじめ，住民，社会福祉を目的とする事業を經營する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともにその内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

2 計画策定の目的

この計画は，地域社会の変化や，国における福祉制度の転換，また，これに伴う社会福祉の新たな理念を踏まえ，市民，事業者，行政等が協働して地域福祉を推進することにより，すべての市民が，いつまでも住みなれた地域で，健やかに，安心して，いきいきと暮らしていけることを目指し「ひたちなか市地域福祉計画」（以下「計画」という。）を策定するものです。

3 計画の位置付け

本計画は，社会福祉法第107条（平成15年4月1日施行）に規定する市町村地域福祉計画として位置付けられます。

また，本計画は，ひたちなか市第2次総合計画を上位計画とし，福祉分野における個別計画として位置付けられます。同時に専門的な事業やサービスを定める他の「福祉・保健」等の計画に共通する理念を相互につなぐ役割を果たすとともに，関連分野を横断的な視点から地域福祉を推進していくために，必要な諸施策を示すものです。

4 計画の期間

計画の期間は、平成19年度から平成23年度までの5年間とします。

また、社会状況の変化や関連計画との調整を考慮して、必要に応じて見直しを行います。

5 地域の捉え方「日常生活圏」

誰もが住みなれた地域の中でいきいきと安心して暮らしていけることが地域福祉の基本です。

そこで、本市では、中学校区単位として、コミュニティセンターや公民館が整備され、地域住民によるまちづくりや活動が行われており、高齢者保健福祉計画も中学校区を単位としているところから、中学校区を日常生活圏として、地域を設定します。

ただし、平磯中学校区と阿字ヶ浦中学校区は、他の中学校区と比較して小規模にあることから、2中学校区を1つの日常生活圏とします。

本市における日常生活圏域ごとの特徴

勝田第一中学校区域

本市の中心部にあたり、常磐線勝田駅の東側を商店街が縦横に走り、中心市街地に大型店があることや郊外に進出した大型小売店舗の進出により既存商店街は空き店舗が目立ってきています。区域の北東部には昭和40～50年代に造成された住宅団地があり、区域の南部は農業的土地利用が比較的多くなっています。

勝田第二中学校区域

常磐線勝田駅の西側に位置し、南北に国道6号線をはさんだ地域で、工業系の大企業が立地しています。国道6号線から西側の地域には当該企業を中心とする従業員向けアパートや分譲住宅が多く、区域南部の那珂川周辺の低地は、優良な水田地帯となっています。市内で最初にコミュニティ組織が結成された地域です。

勝田第三中学校区域

本市北東の臨海部に位置し、常陸那珂港や国営ひたち海浜公園などの大規模開発が進められている「ひたちなか地区」と市街化調整区域による農業的土地利用が大半を占め、農家と住宅団地が点在しています。

佐野中学校区域

本市の北部に位置し、常磐線佐和駅を中心に商店街を形成しているが、既存商店街は空き店舗が目立ってきています。市街化区域においては、宅地化が進んでおり、市街化調整区域では、畑地と樹林地となっており、農業的土地利用が行われている地域です。近年、区域の北部に大規模な住宅団地が造成されています。

大島中学校区域

常磐線勝田駅を起点とする昭和通り線の北側に位置し、土地区画整理事業による都市基盤の整備と中心市街地や昭和通り線沿線への都市機能の集積に努めている地域で、新興住宅が比較的多い地域です。

田彦中学校区域

常磐線勝田駅と佐和駅間の西側に位置し、南北に国道6号線をはさんだ地域で、国道より東側には勝田第1工業団地に工業系の企業が立地し、その周辺に住宅が点在しています。

那珂湊中学校区域

東は太平洋に面し、南は那珂川に囲まれており、那珂湊地区の中心市街地を形成しています。古くから人口や産業が集積しており、那珂湊漁港を中心に水産物量販店が集積しているエリアです。

平磯中学校・阿字ヶ浦中学校区域

本市東南の臨海部に位置し、常陸那珂港や国営ひたち海浜公園などの大規模開発が進められている「ひたちなか地区」に隣接し、海の観光レクリエーションの拠点と市街化調整区域による農業的土地利用が大半を占めています。

6 計画の策定体制

地域福祉は、「公的なサービスだけでなく、地域住民が参加して、地域の課題を発見し、協働して解決していく」ことが大切です。そのため、計画策定にあたっては、市民参加による「地域福祉計画策定委員会」を設置し、また市民へのアンケート調査や市内9地区において、地域の方々による地域福祉懇談会を開催し、地域の抱える生活課題の抽出や整理・分類、地域で取り組めることについて話し合い、その結果を整理して解決に向けた取り組みを検討し、計画づくりの基礎といたしました。

(1) 策定委員会

策定委員会の構成は、市民代表（公募）4人、市議会議員2人、学識経験者1人、保健福祉団体関係者5人、自治会連合会2人、市民憲章推進協議会1人、連合民生委員児童委員協議会1人、ボランティア団体関係者1人、医師会1人、社会福祉施設関係者1人、行政関係者2人、社会福祉協議会1人の合計22人としました。

(2) プロジェクト・チーム

庁内関係各課の職員17人で構成し、プロジェクト・チームの下部組織としてワーキング・グループを置きました。

(3) 地域福祉に関するアンケート調査

市内に在住する20歳以上の市民のうち、無作為抽出により3,000人を抽出し、生活の現状、福祉に対する意向及び要望等を把握しました。

(4) 地域福祉懇談会（ワークショップ）

市内中学校区9ヶ所で開催し、地域における生活課題を把握しました。

(5) パブリック・コメント

市の広報紙、ホームページ上で計画書素案を公開し意見を募集しました。

7 計画の進行管理

本計画の進行管理については「ひたちなか市地域福祉計画推進委員会」を設置し、定期的に会議を開催し、進行管理及び評価を行います。

計画の位置付け

～ ひたちなか市第2次総合計画 ～

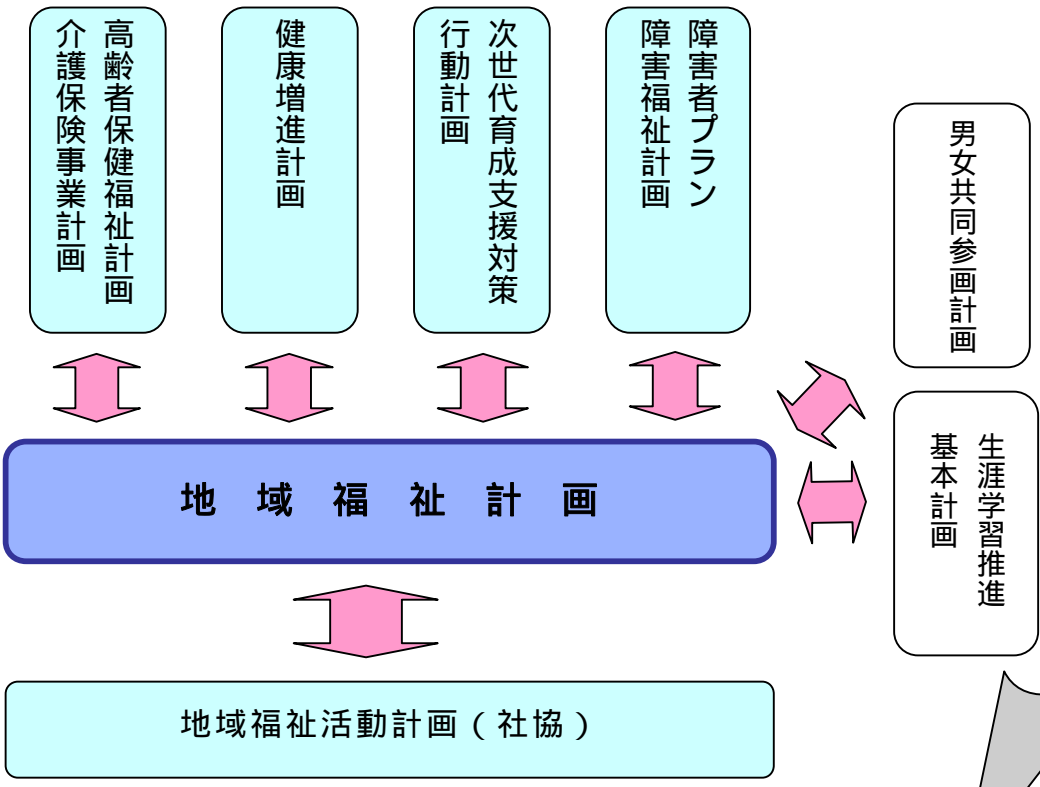
目指すべき都市像

豊かな産業といきいきとした暮らしが広がる 世界とふれあう自立協働都市

まちづくりの基本目標

- 1 多様な産業が発展しにぎわいあふれるまちづくり
- 2 機能的で潤いに満ち安全に暮らせるまちづくり
- 3 元気で思いやりと優しさに支えられたまちづくり
- 4 豊かな人間性を育み個性がきらめくまちづくり
- 5 協働と交流で築く活力に満ちたまちづくり

(個別計画)



ひたちなか市第2次総合計画及び関連分野の計画の期間

16	17	18	19	20	21	22	23
(年度)							
		ひたちなか市第2次総合計画 基本構想(～H27)					
		ひたちなか市第2次総合計画 前期基本計画					
	ひたちなか市次世代育成支援対策行動計画(～H26) (前期計画)(後期計画)						
	ひたちなか市障害者プラン(後期計画)						
		ひたちなか市障害福祉計画					
		しあわせプラン21 (第3期高齢者保健福祉計画 及び介護保険事業計画)					
	ひたちなか市健康増進計画(元気アッププラン)						
	ひたちなか市生涯学習推進基本計画						
	ひたちなか市男女共同参画計画						
			ひたちなか市地域福祉計画				

第2章 市の状況

第2章 市の状況

1 人口の動き

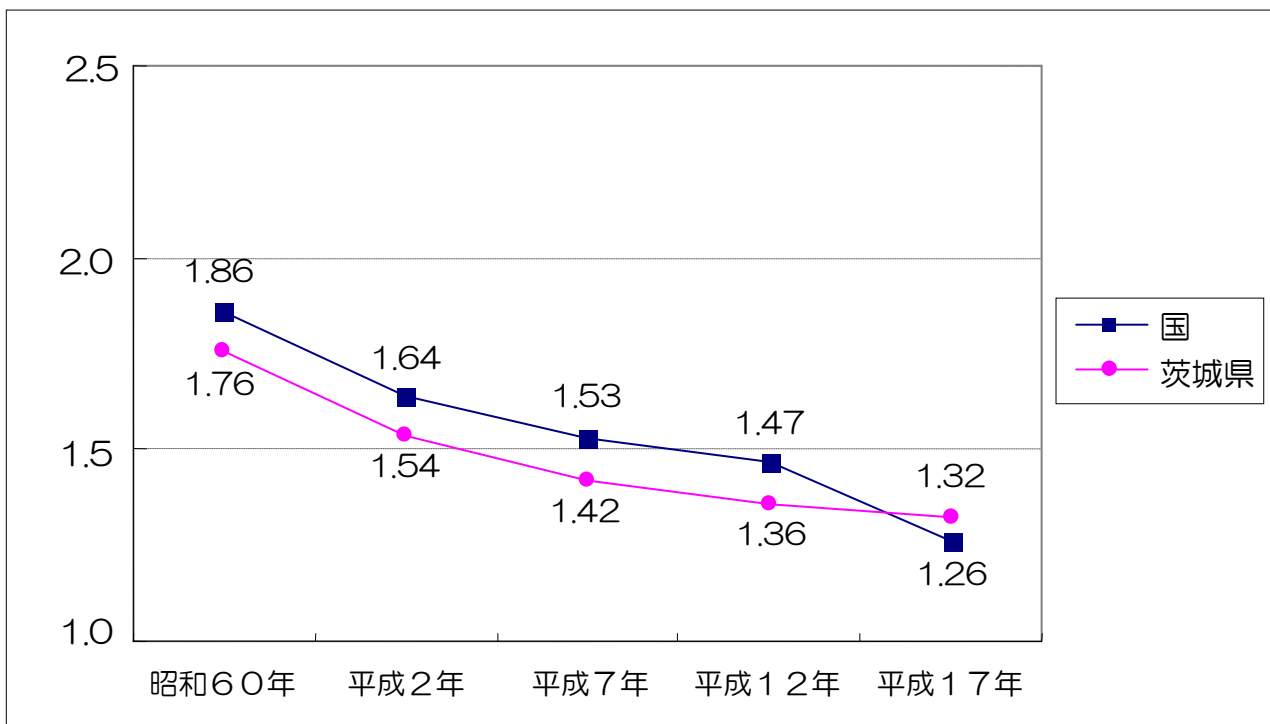
①世帯数及び人口推移 (各年10月1日現在 資料：国勢調査, 常住人口調査)

年	世帯数	人口			自然動態		社会動態		人口増減
		総数	男	女	出生	死亡	転入	転出	
6	48,761	146,988	74,390	72,598	1,894	800	7,163	6,999	1,258
7	49,277	146,750	74,034	72,716	1,760	885	6,830	6,948	757
8	49,786	147,205	74,317	72,888	1,878	818	6,758	7,042	776
9	50,599	148,006	74,683	73,323	1,736	885	6,379	6,522	708
10	51,702	149,621	75,432	74,189	1,923	892	7,276	6,789	1,518
11	52,841	151,010	76,163	74,847	1,843	961	7,179	6,755	1,306
12	53,476	151,673	76,564	75,109	1,952	956	7,222	6,958	1,260
13	54,252	152,142	76,794	75,348	1,820	930	6,471	7,046	315
14	54,763	152,309	76,790	75,519	1,767	1,011	6,542	7,099	199
15	55,577	152,860	76,999	75,861	1,724	968	6,599	6,897	458
16	56,148	153,250	77,149	76,101	1,574	1,000	6,500	6,430	644
17	56,319	153,639	77,331	76,308	1,536	1,055	6,500	6,592	573
18	57,421	154,579	77,734	76,845	1,574	1,005	6,304	5,933	477

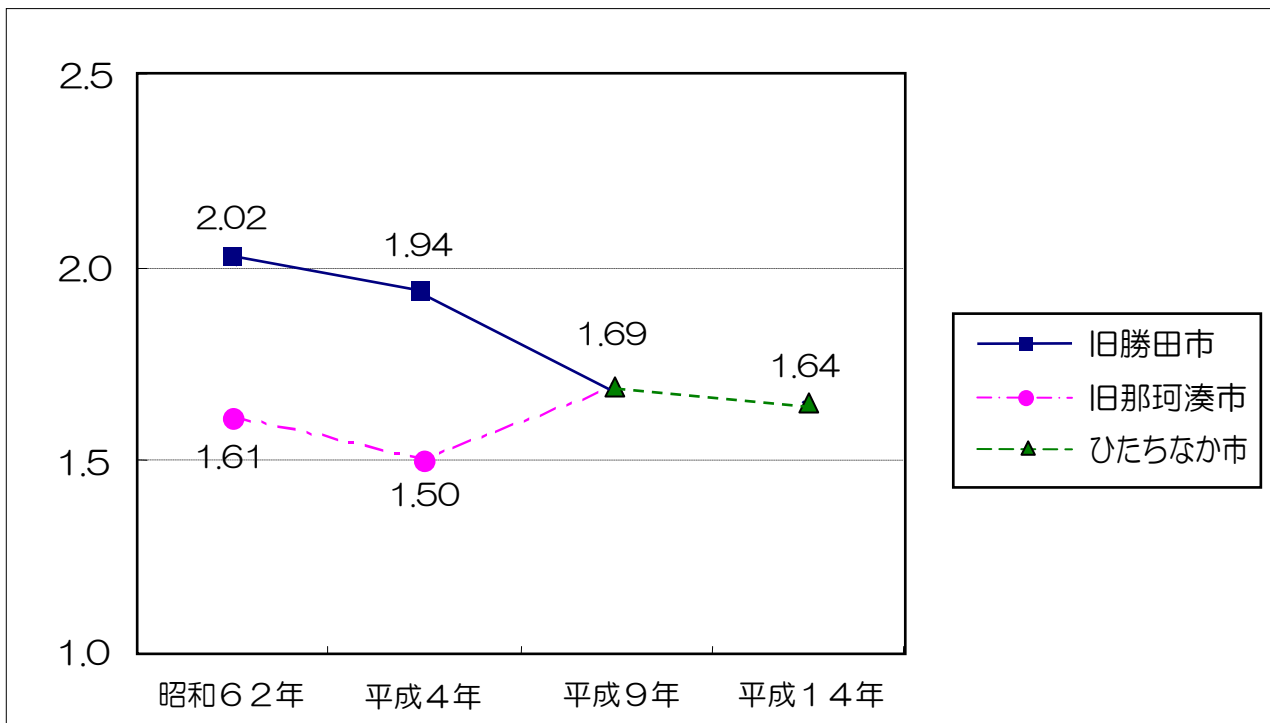
②年齢3区分別人口構成 (各年10月1日現在 資料：国勢調査, 常住人口調査)

年	総数	0～14歳(年少人口)			15～64歳(生産年齢人口)			65歳以上(老年人口)		
		計 (%)	男	女	計 (%)	男	女	計 (%)	男	女
6	146,988	26,482 (18.0)	13,499	12,983	104,354 (71.0)	53,927	50,427	15,778 (10.7)	6,699	9,079
7	146,750	26,052 (17.8)	13,244	12,808	104,155 (71.0)	53,729	50,426	16,527 (11.3)	7,047	9,480
8	147,205	25,863 (17.6)	13,204	12,659	104,080 (70.7)	53,707	50,373	17,246 (11.7)	7,392	9,854
9	148,006	25,674 (17.3)	13,107	12,567	104,317 (70.5)	53,792	50,525	17,999 (12.2)	7,770	10,229
10	149,621	25,795 (17.2)	13,187	12,608	105,036 (70.2)	54,081	50,955	18,774 (12.5)	8,150	10,624
11	151,010	25,832 (17.1)	13,147	12,685	105,664 (70.0)	54,503	51,161	19,498 (12.9)	8,499	10,999
12	151,673	25,840 (17.0)	13,183	12,657	105,507 (69.6)	54,483	51,024	20,326 (13.4)	8,898	11,428
13	152,142	25,688 (16.9)	13,123	12,565	105,137 (69.1)	54,246	50,891	21,317 (14.0)	9,425	11,892
14	152,309	25,597 (16.8)	13,099	12,498	104,353 (68.5)	53,730	50,623	22,359 (14.7)	9,961	12,398
15	152,860	25,422 (16.6)	12,990	12,432	103,959 (68.0)	53,453	50,506	23,479 (15.4)	10,556	12,923
16	153,250	25,244 (16.5)	12,862	12,382	103,625 (67.6)	53,243	50,382	24,381 (15.9)	11,044	13,337
17	153,639	24,929 (16.2)	12,712	12,217	102,957 (67.0)	52,921	50,036	25,739 (16.8)	11,687	14,052
18	154,579	24,907 (16.1)	12,681	12,226	102,451 (66.3)	52,630	49,821	27,207 (17.6)	12,412	14,795

③合計特殊出生率の推移 (資料：厚生労働省人口動態統計年報，人口動態保健所・市区町村別統計)
 国及び茨城県

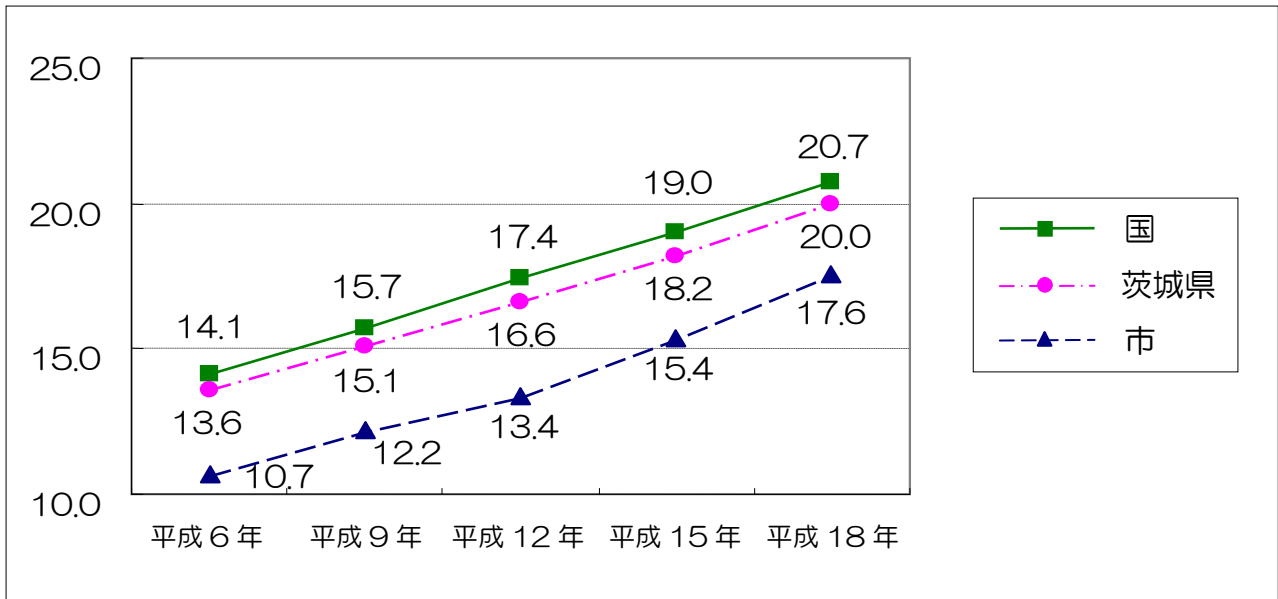


市



④高齢化率の推移

65歳以上の高齢化率（各年10月1日現在）



⑤人口の将来推計（平成18年4月1日現在の住民基本台帳登録数を基準に算出）

年	総数	0～14歳（年少人口）			15～64歳（生産年齢人口）			65歳以上（老年人口）		
		計 (%)	男	女	計 (%)	男	女	計 (%)	男	女
18	155,452	25,023 (16.10)	12,760	12,263	103,787 (66.76)	53,275	50,512	26,642 (17.14)	12,146	14,496
19	155,591	24,696 (15.87)	12,626	12,070	103,135 (66.29)	52,935	50,200	27,760 (17.84)	12,694	15,066
20	155,619	24,332 (15.64)	12,418	11,914	102,482 (65.85)	52,585	49,897	28,805 (18.51)	13,202	15,603
21	155,748	24,047 (15.44)	12,278	11,769	101,745 (65.33)	52,192	49,553	29,956 (19.23)	13,734	16,222
22	155,735	23,545 (15.12)	12,019	11,526	101,469 (65.15)	52,079	49,390	30,721 (19.73)	14,054	16,667
23	155,831	23,273 (14.93)	11,832	11,441	101,416 (65.08)	52,112	49,304	31,142 (19.98)	14,190	16,952
24	155,409	22,639 (14.57)	11,554	11,085	100,858 (64.90)	51,837	49,021	31,912 (20.53)	14,506	17,406
25	154,915	21,891 (14.13)	11,185	10,706	99,906 (64.49)	51,460	48,446	33,118 (21.38)	14,918	18,200
26	154,636	21,315 (13.78)	10,862	10,453	99,123 (64.10)	51,139	47,984	34,198 (22.12)	15,338	18,860
27	154,300	20,682 (13.40)	10,519	10,163	98,255 (63.68)	50,742	47,513	35,363 (22.92)	15,846	19,517
28	154,537	20,660 (13.37)	10,473	10,187	97,720 (63.23)	50,562	47,158	36,157 (23.40)	16,116	20,041

※ 介護保険制度や障害者手帳交付など住民基本台帳をもとにしていることから、住民基本台帳を基準に人口推計を行っています。

2 保健福祉各分野の施策

(1) 地域福祉

少子・高齢化が急速に進む中、次世代育成支援対策推進法や障害者自立支援法の施行、介護保険制度の見直しが行われるなど、これらにおいてはいずれも地域に密着したサービス展開や住民によるインフォーマルな活動・サービスとの連携、協働が盛りこまれ、地域福祉志向を明確に打ち出しています。また、平成12年に改正・改称された社会福祉法において、「地域福祉の推進」が掲げられました。

本市における地域福祉施策は、ひたちなか市第2次総合計画の基本構想において、「元気で思いやりと優しさに支えられたまちづくり」を基本目標とし、前期基本計画で「地域福祉の充実」、「福祉活動の支援」、「福祉環境の整備」、「福祉意識の高揚」を施策の内容としています。

現在、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア団体などの関係者、関係団体との連携により、これらの施策に取り組んでいます。

「地域福祉に関するアンケート」の調査では、「住みよいまちづくりをするうえで、重点にすべき福祉について」の質問に対し、「住民がお互いに助け合えるまちづくり」と「健康や生きがいづくりへの支援」の回答者が最も多く、また、「どのような目的で地域活動をしていますか」の質問については、「隣近所とのふれあいを大事にしたい」との回答者が40.5%と多く、市民の互いの助け合いや支え合いと公的なサービスの充実が重要であると回答しています。

安心して暮らせる福祉のまちづくりを進めるには、市民一人ひとりが自らの健康づくりに取り組むとともに、助け合いの精神を大切に、市民と行政が連携して、地域における支え合いの輪を広げていくことが課題です。

そこで、市民や地域の力を生かしながら、地域で支援を必要としている人たちへ、きめ細かい福祉サービスを提供していくとともに、福祉意識の高揚や生活環境の整備を図り、民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPO法人、福祉関係団体との連携を強化し、地域での福祉を推進することが必要となっています。

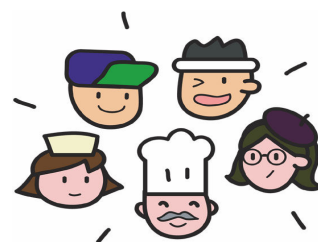
市民一人ひとりが人としての尊厳をもって、家庭や地域の中でその人らしく安心した生活を送るため、福祉ボランティア活動の支援や福祉団体の育成を図るとともに、個々のニーズに対応した保健・医療・福祉の適切なサービスが提供されるよう、情報提供、相談体制、権利擁護等の充実に努めています。

○自治会 （各年度 4月1日現在 市民活動課）

年 度	15	16	17	18	19
組織数	79	80	80	80	81
世帯数	36,775	37,629	37,439	37,654	37,912

○コミュニティ組織 （市民活動課）

名 称	中 学 校 区
一中地区地域のふれあいを広める会	勝 田 一 中
二中学区地域の輪をつくる会	勝 田 二 中
前渡を明るく住みよくする会	勝 田 三 中
佐野の和を推進する会	佐 野 中
大島コミセン地区地域づくりの会	大 島 中
田彦中学区地域づくりの会	田 彦 中
湊中学区地域を住みよくする会	那 珂 湊 中
平中学区明るい地域づくりの会	平 磯 中
阿中学区明るく住みよい地域をつくる会	阿字ヶ浦中



○民生委員・児童委員（平成19年4月1日現在）

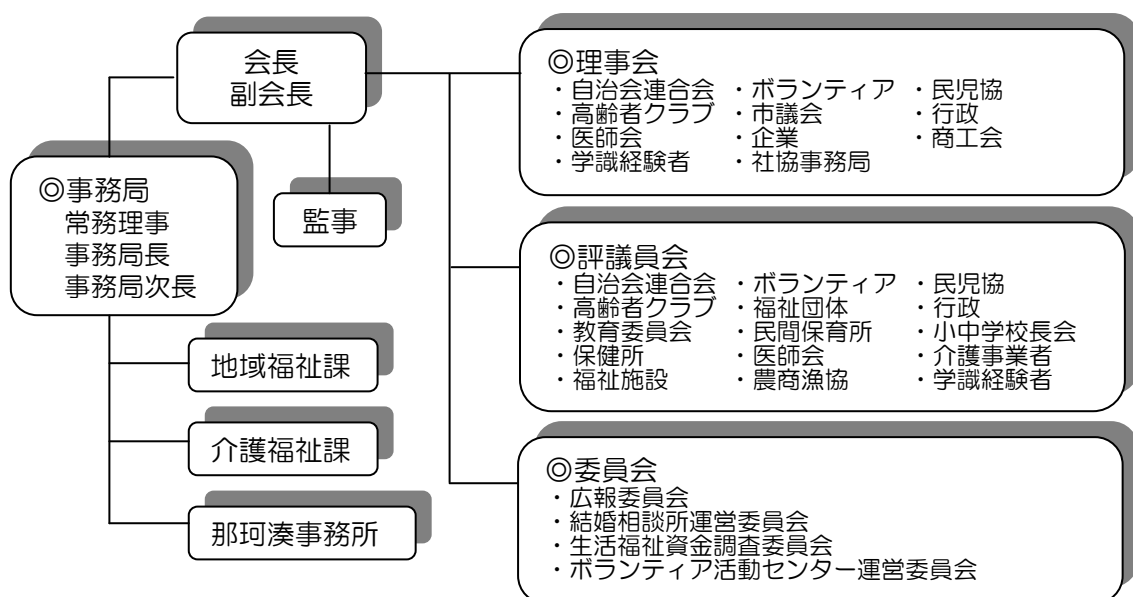
本市では、現在239名の民生委員・児童委員が8つの地区（概ね中学校区別）に分かれて活動しています。

地区名	定数	男	女
第1地区（勝田第二中学校区）	35名	21名	14名
第2地区（勝田第一中学校区）	43名	17名	26名
第3地区（大島中学校区）	27名	18名	9名
前渡地区（勝田第三中学校区）	25名	13名	12名
佐野地区（佐野中学校区）	31名	18名	13名
田彦地区（田彦中学校区）	21名	11名	10名
湊第1地区（那珂湊中学校区）	36名	15名	21名
湊第2地区（平磯中学校区） （阿字ヶ浦中学校区）	21名	7名	14名
合計	239名	120名	119名
うち主任児童委員	17名	4名	13名

○社会福祉協議会

社会福祉協議会（略称:社協）は、民間団体であり「人と人の連帯，心のふれあう中から支え合う福祉の実践を通して行う福祉のまちづくり」を目指して、住民主体のもとに各種福祉事業を行う社会福祉法人です。

また、福祉のまちづくりを推進するため、自治会単位を社協支部と位置付けています。



(2) 児童福祉

核家族化の進展や女性の社会進出、家族や地域のあり方の変化、地域の連帯の希薄化など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした中、子育て中の家庭ではそこから得られる喜びの中で、子育てへの負担が増えており、子育てへの不安、さらには、子育て家庭の孤立などを生み、家庭の子育てに影響を与え機能を低下させています。

これらは児童虐待や子どもの非行、不登校やひきこもりなど様々な社会問題の一因となっています。また、これから結婚し子どもを生み育てる人たちに対して、これらの問題が影響を与えています。

このような背景から、次代を担う子どもたちが健やかに成長し、子育てに喜びや楽しみを持ち、安心して子どもを生み育てる体制づくりや、子どもたちを地域社会の中で支えあいながら、育むことができる環境づくりが必要となっています。

本市においても、これまで平成12年3月に子育て支援計画「ひたちなか市エンゼルプラン」を策定し、子育て支援社会の実現に向けて取り組んできました。さらに、平成17年3月には、少子化対策・子育て支援を一層推進するために「ひたちなか市次世代育成支援対策行動計画」を策定しています。

この計画は、「子どもの健やかな成長を見守る絆で結ばれた地域の実現」を基本理念とし、「1. 地域における子育ての支援、2. 母と子の健康づくり、3. 力強く生きる子どもの生活支援、4. 子育てを支援する生活環境の整備、5. 家庭と仕事の両立支援、6. 子どもの安全の確保、7. 支援が必要な子どもと家庭への取り組み推進、8. 地域の絆づくり」と8つの基本方針を定め、具体的な施策の展開を図っているところです。

その内容としては、多様化する保育ニーズに対応すべく更なる保育サービスの充実、子育て不安や負担を軽減するための相談支援体制の充実、児童手当、児童扶養手当の支給や医療費の助成などの子育て家庭への経済的支援など、既に実施されている施策の充実に努めています。

また、日常生活における子育てや育児に関し、援助を受けたい人とサービスを提供できる人を会員として組織し、地域で助け合うファミリー・サポート・センターの設置や子育て支援センターを中心に、地域住民により立ち上げられた子育てサロン・サークルの支援など、次代を担う子どもたちを育てる環境を家庭だけでなく地域社会全体で支援できるような施策を推進しています。

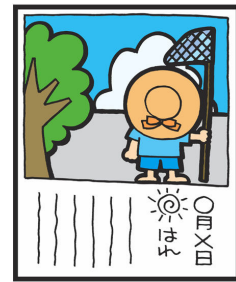
○サロン等の地域活動（平成18年12月1日現在 児童福祉課，社会福祉協議会）

名 称	実施場所	実 施 日
子育て支援センター“ひまわり”	つだ保育所内	火～金曜日
子育て支援センター“あおぞら”	なかや保育園	月～金曜日
子育て支援センター“わんぱくひろば”	堀川保育園	水曜日
おしゃべりルームあやとり	那珂湊児童館	第1～4金曜日
こんにちは！	中央公民館	第3水曜日
あそぼうね	市毛公民館	木曜日
すくすくクラブ	津田公民館	第2・4月曜日
子育てひろば なかよしクラブ	前渡公民館	第2・4月曜日
わくわくキッズ	大島コミュニティセンター	月1回火曜日 (不定期)
ひたちなか子どもふれあい館	子どもふれあい館	月～土曜日
おしゃべりルーム“ひだまり”	子どもふれあい館	第1・3月曜日 第2・4木曜日
このゆびとまれ	子どもふれあい館	原則第2火曜日
ワイワイふれあい館 明星の間	ワイワイふれあい館	木曜及び国民の 祭日以外の毎日
キッズサロン のびのび	六ツ野自治会館	水曜日
ホッとサロン	ポレポレくれよん工房	原則月の最終日
子育てサロン“おあしす@金上”	金上会館	第3水曜日
子育てサロン“おあしす@中根”	中根集落センター	第1水曜日
子育て広場 ひよこ	いばらきコープ勝田センター	第1月曜日
子育てサロン“かもめ”	平磯学習センター	第3水曜日
子育てサロン“たんぽぽ”	小貫山集会所	第3火曜日
子育て支援サロン どんぐりクラブ	常葉台ふれあいセンター	第4火曜日
子育てサロン かしの木クラブ	さわ野杜ふれあいセンター	第2水曜日
子育てサロン“たびこ”	田彦公民館	第3木曜日
子育て支援サロン“しいのみ”	上高場会館	第1水曜日
ひよこランド	津田集会所	第3水曜日
ゆのみ会	大島コミュニティセンター	第4火曜日
フリースペース「いっぶくの会」	那珂湊児童館	第2・第4土曜日
ふれあい広場「さくらの会」	ひたちなか子どもふれあい館	木曜日
大成町おやじの会	石川ランド 大成町自治クラブ	第2・第3日曜日
子育てサロン“おあしす@長堀”	1中地区コミュニティセンター	第4火曜日

※上記の団体は、「子育て応援book smile smile」(児童福祉課)に掲載されている団体ならびに茨城県社会福祉協議会の「はんどちゃんネットワーク運動助成金」，社会福祉協議会の「ふれあい福祉活動費」の助成を受けている団体です。

○子育て支援センター利用状況

公立（1ヶ所） ひまわり （つだ保育所内）
 民間（3ヶ所） あおぞら （なかや保育園）
 わんぱくひろば（堀川保育園）
 竹の子ルーム （たかば保育園）
 ※平成19年4月1日より開設



あそびのひろば利用者数

年度	16			17		
名称	利用者			利用者		
	子ども	親	合計	子ども	親	合計
ひまわり	7,844	6,902	14,746	8,388	7,443	15,831
あおぞら	395	307	702	513	398	911
わんぱくひろば	6,900	6,800	13,700	7,027	7,000	14,027
年度	18					
名称	利用者					
	子ども	親	合計			
ひまわり	8,960	8,060	17,020			
あおぞら	300	231	531			
わんぱくひろば	6,228	6,140	12,368			

（利用者数は延べ人数）

相談件数

年度	16				17			
名称	電話相談	来所相談	その他	合計	電話相談	来所相談	その他	合計
	ひまわり	103	458	71	632	249	1,100	163
あおぞら	1			1	1	1		2
わんぱくひろば	15	150		165	20	155		175
年度	18							
名称	電話相談	来所相談	その他	合計				
ひまわり	257	1,502	236	1,995				
あおぞら	89	62	6	157				
わんぱくひろば	78	1,310	53	1,441				

（その他については他の機関につないだケース）



(3) 障害者（児）福祉

平成17年11月に「障害者自立支援法」が制定され、障害福祉施策は抜本的に改革され、障害者の自立と共生社会の実現を目標に「支援費制度」の対象でなかった精神障害者を含め、「障害の種別にかかわらず福祉サービスが利用できるしくみの一元化」、「市町村が責任を持って一元的にサービスの提供」、「就労支援の強化」、「支給決定の透明化・明確化」などを柱に、平成18年4月（一部は平成18年10月）から施行されました。

本市では、平成18年3月末現在、身体障害者手帳所持者が4,060名、療育手帳所持者が819名、精神障害者保健手帳所持者320名、特定疾患医療受給者証所持者が507名となっており、特に近年は、高齢化の進展や生活習慣病の増加を背景に、障害が重度化・重複化する傾向にあります。

障害のある人が社会の中で普通に生活を送ることができる条件を整えるため、福祉サービスを安心して利用できるよう障害者とその家族に対する情報提供システムや相談体制づくりを進めるとともに、きめ細かなサービスを提供することが課題となっています。

このため、在宅福祉サービスの強化や福祉、保健、医療、教育にわたる総合的な障害福祉施策の充実を図るとともに、就労の場の確保や福祉団体等の自主活動の支援などを行い、障害者の社会参加の推進を図っているところです。

障害者の自立と社会参加を促進するため、地域におけるきめ細かな福祉サービスの提供に努めるとともに、気軽に相談できる体制づくりを進めています。また、就労機会の拡充や地域との交流機会の提供に努めています。



○身体障害者の障害別・年別手帳交付状況

(各年度末 県福祉相談センター) 単位：人

年度	区分	視 覚	聴 覚 平衡機能	音声・言語 そしゃく機能	肢体不自由	内 部	計
15	児	3	25	3	72	14	117
	者	260	294	24	1,940	1,061	3,579
16	児	2	25	3	66	13	109
	者	260	296	23	1,894	1,027	3,500
17	児	5	29	3	76	18	131
	者	302	328	32	2,070	1,197	3,929
18	児	5	27	2	70	14	118
	者	291	325	30	2,018	1,167	3,831

※児・・・18歳未満 者・・・18歳以上

○知的障害者級別・年別推移 (各年度末現在 県福祉相談センター) 単位：人

年度	区分	㊤	A	B	C	計
15	児	45	72	51	60	228
	者	120	172	140	95	527
16	児	48	69	54	67	238
	者	126	174	146	103	549
17	児	47	71	58	74	250
	者	131	182	147	109	569
18	児	50	69	59	78	256
	者	138	182	157	115	592

※児・・・18歳未満 者・・・18歳以上

○精神障害者保健福祉手帳級別・年別交付状況

(各年度末現在 県福祉相談センター) 単位：人

年度 \ 等級	1 級	2 級	3 級	計
15	51	99	40	190
16	58	122	64	244
17	62	164	94	320
18	64	196	106	366

(4) 高齢者福祉

本市の高齢化率は、国や県に比べると低いものの、平成7年の11.3%から平成18年10月末現在で17.6%と6.3ポイント上昇しており、平成27年には22%に達すると見込まれています。特に、75歳以上の後期高齢者の増加による寝たきりや認知症による要介護者の増加が予想されます。

本市では、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、「介護サービス基盤の整備」、高齢者が要支援・要介護状態にならないよう「介護予防施策の推進」、認知症高齢者が尊厳を保ちながら穏やかな生活を送ることができる「認知症高齢者支援対策の推進」、ひとり暮らし高齢者ネットワーク等による「地域での支えあい」、シルバー人材センターや社会福祉協議会等の事業をとおしての高齢者の「社会参加と生きがいづくり」の推進に努めています。

特に、介護サービス基盤の整備では、要介護者の住み慣れた地域での生活を24時間体制で支える観点から日常生活圏域内にサービス提供の拠点を確保する「地域密着型サービス」や「地域包括支援センター」を創設し、包括的・継続的なマネジメント体制の強化に努めています。

高齢社会においても、引き続き「元気に満ちたまち」として発展していくためには、高齢者が社会を支える大切な一員としての意欲を持ち、住み慣れた地域で自らが長い間培ってきた知識や経験を活かすことができる環境づくりに努める必要があります。また、市民一人ひとりが、自らの健康づくりに取り組み、生涯元気で安心して暮らすことができるよう支援していくことが求められています。

また、市民、地域、ボランティア、行政などがそれぞれの役割を積極的に担い、高齢者を社会全体で支える体制の構築に向け、より一層の取り組みが必要です。

そのため、高齢者の就労支援や世代間交流機会の拡充、あらゆる分野でのボランティア活動による社会貢献など、高齢者の意欲を活かすことのできる体制づくりを進めるほか、介護需要に対応できる施設整備や支援体制の強化により、誰もが慣れ親しんだ地域で生きがいを持って安心して生活ができるようにすることが課題となっています。

○ひとり暮らし・ねたきり高齢者の推移（各年度末現在） 単位：人

区分 年度	ひとり暮らし	ねたきり
15	1,439	717
16	1,520	748
17	1,583	755
18	2,519	921



ひとり暮らし・・・民生委員の協力による実態調査
ねたきり・・・要介護3以上で在宅の方

○要介護度別認定者数（介護保険）（各年4月末日現在） 単位：人

要介護度 年度	要支援		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
15	149		588	453	421	411	344	2,336
16	201		827	428	452	432	396	2,736
17	231		989	516	433	469	399	3,037
18	282		1,109	619	479	506	422	3,417
19	1	2	452	790	617	551	454	3,549
	173	512						

※平成18年4月以降の認定は、従前の要介護1が要支援2と要介護1に分かれました。

○サロン等の地域活動（平成18年12月1日現在 社会福祉協議会）

名 称	実施場所	実 施 日
津田ふれあいサロン	ワイワイふれあい館	月2回 (6日、16日または26日) 活動により随時
ふれあいサロン たんぽぽ	六ツ野自治会館	金曜日
ふれあいサロン いっぴく	高野原集会所	第1金曜日
市毛南高齢者を地域で支える会	市毛公民館	月1～2回
木曜サロン福祉亭	大成町自治クラブ	木曜日
ほっと柏野	柏野会館	月1回
ふれあいサロン 本郷台	本郷台集会所	第2・4土曜日
遊楽会	大島自治会館	第3月曜日
足崎団地支部グランドゴルフを楽しむ会	西原公園グランド第1 自治会防災倉庫	月・木曜日
あじさいの会	会長宅	第1・3火曜日 活動により随時

※上記の団体は、茨城県社会福祉協議会の「はんどちゃんネットワーク運動助成金」、市社会福祉協議会の「ふれあい福祉活動費」の助成を受けている団体です。

○高齢者クラブ推移（各年度末現在 高齢福祉課）

区分 年度	クラブ数	加入率（％）
14	83	14.7
15	82	13.9
16	80	12.9
17	76	11.6
18	75	11.2

※加入率は60歳以上人口比率



(5) 保健・医療

近年、喫煙や食生活、運動不足などの不規則な生活習慣が影響している生活習慣病が増加しており、本市では、平成17年度の死亡原因のおおむね60%を悪性新生物や脳血管疾患・心疾患が占めています。

また、近年はさらに社会経済の変化によるストレスや環境への不適応から心の病気が増加しています。

このため、市民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という意識を若年期から持ち、健康づくりを推進していくことが課題となっています。

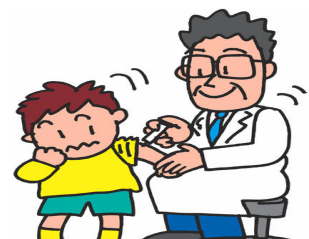
日常の生活習慣の改善や定期的な各種検診の受診を促し、疾病の早期発見・早期治療に努めるとともに、乳幼児から高齢者にいたる各年代に応じて、健康教育や健康相談、保健指導などを推進し、総合的な保健・医療の充実を図ることが必要になっています。

市民が健康で生きがいのある生活を送るため、「ひたちなか市元気アッププラン」に基づき、ライフステージ別に食生活、運動、心の健康など様々な取り組みを行い、地域でのときめき元気塾、元気アップ体操、健康づくり歩く会を中心とした自主的な健康管理についての意識啓発を図るとともに、各種健康診査や疾病予防のための健康教育や健康相談の充実、感染症に対する正しい知識の普及を図ります。

また、救急医療体制についても、市民が安心していつでも治療を受けることができるよう、休日夜間診療体制や初期救急医療体制、小児救急医療体制の更なる充実と強化に努めます。

急病や事故時においても市民が確実に安心して受診できるよう、医師会の協力を得ながら、休日夜間診療所を引き続き運営するとともに、広域的な連携による救急医療体制の拡充や小児医療の充実に努めます。

さらに、地域における「かかりつけ医」の確保については、市内の一般診療所での治療ばかりでなく、健康診査も受けられる「かかりつけ医」の市民への普及定着を推進し、また、病院と診療所の連携を図るとともに、病院間の機能分担により病院連携の推進に努めます。



3 市民の福祉意識と地域の福祉課題

①市民福祉意識アンケート調査

平成18年度において、地域福祉計画策定にあたり、市民の福祉意識を把握するため「地域福祉に関するアンケート調査」を行いました。

- 【調査対象】 ひたちなか市在住の20歳以上の男女個人
- 【標本数】 3,000人
- 【抽出方法】 無作為抽出法
- 【調査方法】 郵送発送・郵送回収法
- 【調査期間】 平成18年4月1日～平成18年5月15日
- 【有効回収数】 1,248
- 【回収率】 41.6%
- 【結果の概要】

○地域との関わりについて

近所付き合いの状況は、「何か困ったときに助け合う程度」から「顔を合わせればあいさつをする程度」まで、何らかの付き合いをしている人は93.7%にのぼり、近所付き合いの満足度も「満足している」、「まあまあ満足している」が81.1%にのぼり、コミュニティの形成度は高いものとなっております。

毎日の暮らしの中での悩みや不安については、「家族の健康に関すること」(24.8%)が最も多く、次いで「収入や家計に関すること」(16.0%)、「自分の健康に関すること」(12.7%)となっており、自分や自分の家族の健康に不安や悩みを感じている人が多いようです。

日常生活で不自由になったらどのようなことをしてほしいかとの問いに対しては、「安否確認の声かけ」(39.2%)が最も高く、次いで「ちょっとした買い物」(20.3%)「家の掃除」(11.8%)となっております。「安否確認の声かけ」が多いことから、向こう三軒両隣という関係が望まれております。

○地域で取り組むことは

住みよいまちづくりを進めるうえで、地域住民として取り組むことには「ひとり暮らしの高齢者や障害のある方への支援」(62.3%)が最も多く、次いで「安全で快適な生活環境にするための活動」(58.1%)、「介護者や介護を必要とする方への支援」(53.2%)となっており、高齢者や障害のある人への生活特性に配慮した誰もが安心して住み続けられる地域環境づくりを進めていく必要があります。

○地域活動について

地域の活動への参加意向は、「時間に余裕があれば参加したい」（43.7%）が最も高く、何らかの形で参加したいを含めると69.2%となっております。

現在、地域活動をしている人は47.3%を占め、内訳は「自治会の活動」（72.4%）、「子ども会の活動」（18.3%）、「地域防災の活動」（13.9%）の順となっており、地域活動の目的については、「隣近所とのふれあいを大事にしたい」（40.5%）、「地域をより良いものにしたい」（26.4%）、「近所付き合いで仕方なく」（13.6%）となっております。

反対に、地域活動に参加していない理由として「仕事や学業などで忙しく時間がないから」（36.9%）が最も多く、一方で「どのような活動があるのかわからない」（34.0%）があげられ、情報の提供を拡充する必要があります。

○ボランティア活動について

ボランティア活動をしている（していた）人は、27.8%となり、71.0%の人は経験がない状況です。

活動内容の内訳は、「文化・スポーツ・レクリエーション活動」（32.9%）、「自然や環境保護に関わる活動」（29.7%）、「高齢者支援に関わる活動」（25.4%）の順となっております。

活動したことはないが、今後活動したい内容は「自然や環境保護に関わる活動」（47.6%）、「高齢者支援に関わる活動」（32.6%）が多くあげられています。

今後ボランティア活動をすすめていくために必要なことは、「自分が健康であること」（81.2%）、「時間的、経済的にゆとりがあること」（63.8%）が多くあげられています。また、「共に活動する仲間や友人がいること」（50.9%）、「ボランティア活動の中で生きがいや充実感があること」（43.5%）があげられており、ボランティア活動に入るためのきっかけづくりや活動内容のPRが今後必要であると考えられます。

○福祉施策について

福祉サービスの情報入手については、「市報ひたちなか」（70.8%）、「社会福祉協議会広報紙福祉ひたちなか」（38.2%）が多くあげられています。

福祉サービスを充実させていくうえで、行政と地域住民との関係については、「行政だけでは解決できない福祉の課題については、住民が協力して行う」（17.8%）と「行政も住民も協力しあい、ともに取り組むべきである」（65.7%）が83.5%を占め、行政と住民の協働という考え方が、市民共通の認識となりつつあります。

住みよいまちづくりをするうえでの福祉関連の重点施策については、「住民がお互いに助け合えるまちづくり」(54.6%)、「健康や生きがいづくりへの支援」(51.7%)が多くあげられています。また、「在宅福祉サービスを支えるサービスの充実」(43.7%)、「福祉サービスに関する情報提供」(43.5%)などがあげられており、困ったときに気軽に相談できる体制を一層充実していくことが重要となっています。

○社会福祉協議会について

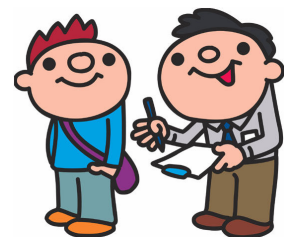
地域福祉の大きな役割を果たす社会福祉協議会については、「知っている」(58.7%)、「知らない」(40.1%)となっております。

ひたちなか市社会福祉協議会が、ボランティアの養成や研修などを目的に設置している「ひたちなか市ボランティア活動センター」の存在については、「知っている」(22.4%)、「知らない」(76.3%)となっております。

地域における福祉活動を行っている「社会福祉協議会支部」の存在については、「知っている」(24.1%)、「知らない」(74.6%)となっております。

○民生委員・児童委員について

社会奉仕の精神をもって住民の立場に立って相談や援助活動をしている民生委員・児童委員については、「知っている」(74.0%)、「知らない」(25.0%)となっております。



②地域福祉懇談会

本計画の策定にあたり、地域における生活課題を把握するため、市内9地区（中学校区毎）で地域福祉懇談会を開催しました。

開催にあたっては、市報、チラシ等をとおして参加を呼びかけました。また、参加された方々には、リラックスした中で意見・情報の交流をしていたため、ワークショップ形式で行いました。

各地区の参加状況は、次のとおりです。

○地域福祉懇談会開催実績

地 区	開 催 日	会 場	参加者数	課 題 数
勝田第一	7月23日(日)	一中地区コミュニティセンター	30人	66
	9月26日(火)		19人	
勝田第二	7月 8日(土)	市毛公民館	27人	67
	9月26日(火)		11人	
勝田第三	7月22日(土)	前渡公民館	20人	65
	9月29日(金)		31人	
佐 野	7月16日(日)	佐野公民館	7人	51
	9月22日(金)		46人	
大 島	7月15日(土)	大島コミュニティセンター	14人	41
	9月22日(金)		7人	
田 彦	7月 9日(日)	田彦公民館	36人	87
	9月20日(水)		16人	
那珂湊	7月22日(土)	しあわせプラザ	31人	73
	9月27日(水)	那珂湊公民館	18人	
平 磯	7月 2日(日)	磯崎公民館	36人	72
	9月 1日(金)		29人	
阿字ヶ浦	7月 5日(水)	阿字ヶ浦転作推進センター	23人	42
	9月 5日(火)		12人	
			413人	564

地域福祉懇談会では、参加者で出し合った生活課題を参加者の手で分類し、背景を考え、それぞれの生活課題について、どういった取り組みができるか考えました。

懇談会で出てきた生活課題を分類別にまとめると、大きく10の分類に振り分けられ、また課題の中には複数の地区で出されたものもあるため、重複するものについては集約した結果、564あった課題は167まで集約されました。

○分類別課題数

分類	整理前 課題数	整理後 課題数
子ども	89	23
高齢者	104	13
障害者	13	7
健康・医療	15	2
家族・家庭	5	4
地域・交流	97	29
環境	73	12
安全	79	16
道路・交通	53	24
その他	36	37
	564	167



市民福祉意識アンケートと地域福祉懇談会の結果により、明らかになった保健福祉分野に共通する主な課題は次のとおりです。

- 保健福祉サービスの充実
- 保健福祉情報の充実
- 社会参加の促進
- 支え合いの意識の高揚
- 見守り体制の充実
- 交流の場・機会の充実
- 地域活動の推進
- 地域活動にかかわる人材の育成
- 住環境の整備

第3章 計画の基本的な考え方

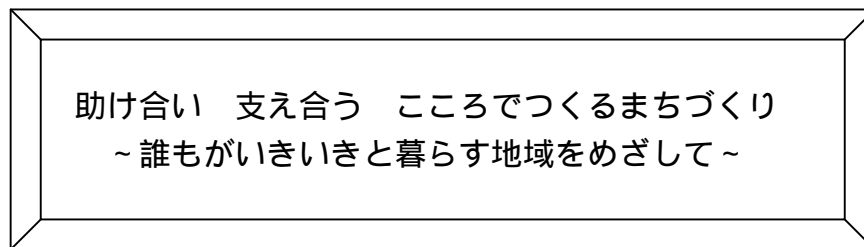
第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

「地域福祉」の目的は、地域に住むすべての人が、いつまでも住みなれた地域で、健やかに、安心して、いきいきと暮らしていけることにあります。そのためには、地域において必要なときに必要な支援をしていくことが欠かせません。

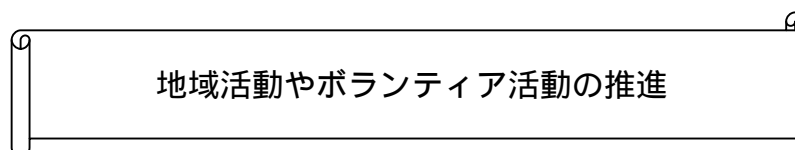
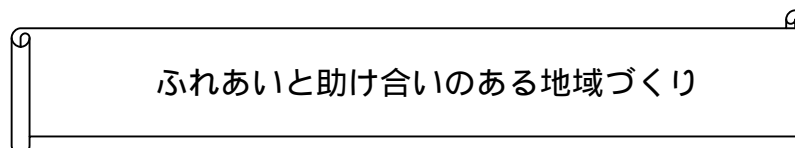
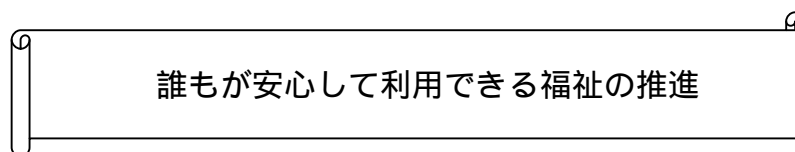
本計画では、「行政」とともに、すでに行われている地域による活動を踏まえながら、「地域の方々」や、「自治会」、「民生委員・児童委員」、「社会福祉関係事業者」等が協働し、助け合い、支え合いながら住みなれた地域で、安心して暮らせる地域を創っていくことを目指し、次のような理念を定めます。

ひたちなか市地域福祉計画基本理念



2 計画の基本目標

本計画では、基本理念を実現するため、次の目標を定めます。



3 計画の構成

本計画は、基本理念を実現する基本目標に基づき施策の目標を定めます。

誰もが安心して利用できる福祉の推進

誰もが利用しやすい保健福祉サービスの提供を図るため、わかりやすいサービスの情報提供、利用しやすいサービスの提供をめざします。

また、サービス利用における苦情への対応やサービス利用に関する相談機能を充実し、サービスの質の向上を図ります。

さらに、福祉教育の推進など心のバリアフリーを推進し、多様な福祉サービスを受けながら地域でともに暮らせる環境づくりをめざします。

重点事項

- ・保健福祉サービスの充実
- ・地域福祉意識の啓発

ふれあいと助け合いのある地域づくり

少子高齢化が進む中で、自治会の活動などを中心とした高齢者の見守りや子育てに対する地域の支援など、助け合いや支え合いによる地域づくりを推進します。

さらに、地域における様々な交流をとおした、地域での助け合いや支え合いに対する理解を広めていきます。

重点事項

- ・市民の地域活動への参加の促進
- ・地域の交流の推進

地域活動やボランティア活動の推進

自治会、社会福祉協議会支部やボランティアによる活動など、様々な地域福祉の活動の連携を図り、より効果的な活動を支援します。

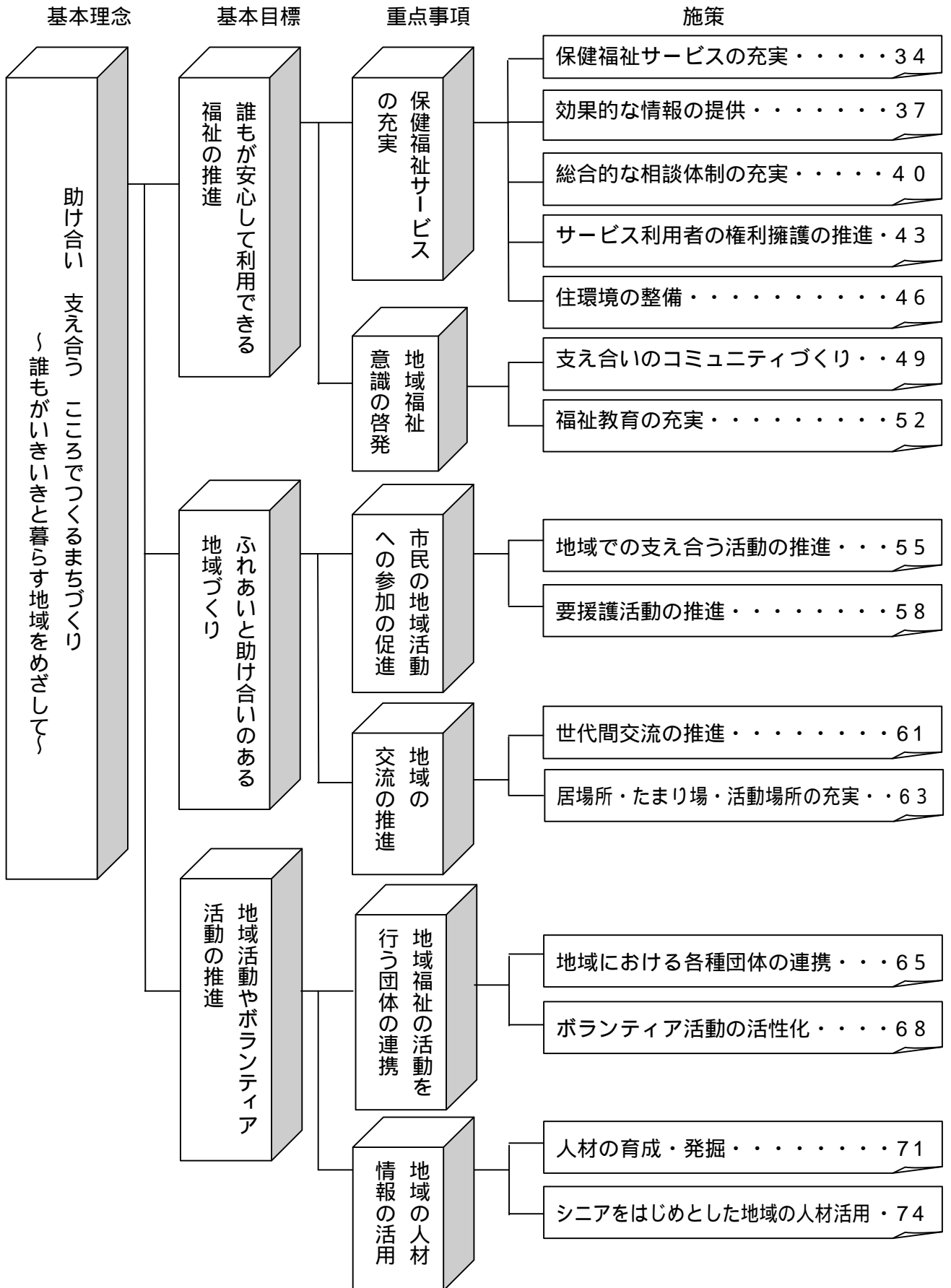
また、地域の人材を活かし、活動組織の育成について支援します。

重点事項

- ・地域福祉の活動を行う団体の連携
- ・地域の人材情報の活用



4 計画の体系



第4章 施策の展開

第4章 施策の展開

ここでは、地域の抱えるさまざまな生活課題を3つのテーマ（基本目標）に大別して、それに対する施策を重点事項とし、施策の具体的な取り組みを表しています。

これらの取り組みについては、地域住民、ひたちなか市、社会福祉協議会、事業者などが手を取り合って推進していくことが求められます。そのため、次のようにそれぞれの求められる役割を示します。

地域住民の関わり

・・・・・・・・地域住民のほか自治会、民生委員・児童委員、ボランティアなど地域における、さまざまな人や組織に求められる役割を示します。

市の役割

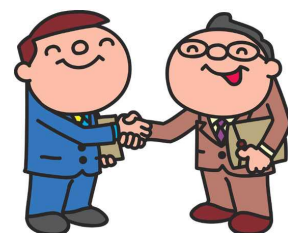
・・・・・・・・ひたちなか市が取り組む役割を示します。

社会福祉協議会の関わり

・・ひたちなか市社会福祉協議会に求められる役割を示します。

事業者などの関わり

・・・・福祉サービス事業者のほか、医療関係、NPO、シルバー人材センターなどに求められる役割を示します。



基本目標 誰もが安心して利用できる福祉の推進

重点事項1 保健福祉サービスの充実

(1) 保健福祉サービスの充実

『現状と課題』

高齢者も、障害のある人も、子育て中の人も、誰もが安心して暮らせるには、まず、必要なときに必要な支援を迅速に受けることができ、保健福祉サービスの利用が円滑に行われることが求められています。

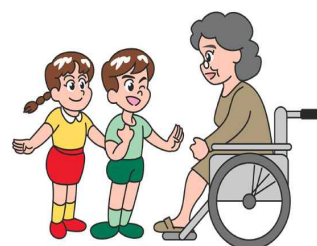
保健福祉サービスを充実させるためには、それにかかわる人材の育成が必要であり、また、事業者においても、利用者の意向や満足度を把握することはもちろん、自ら施設や事業内容の情報を開示するとともに、サービスの質をより高めていく努力が求められています。

さらに、保健福祉サービスの利用に伴う苦情や意見を利用者から幅広くくみ上げ、サービスの改善につなげていくことも必要です。

それには、福祉ニーズや地域の課題を把握するとともに、行政、民間事業者、地域の役割の見直し等を行い、社会福祉事業の健全な発達を促し、必要なサービスの質・量の確保に努め、サービスを必要とする人に適切なサービスが提供されるよう、人材育成、情報提供、相談体制等の充実に努めることが必要です。

現在、行政機関や各種団体ごとに主体的に研修事業が行われており、福祉関係者の資質の向上が図られています。

また、ボランティア団体の活動による福祉サービスの提供も多くなってきているため、社会福祉協議会は、ボランティア講座・体験講座を開催しボランティアの養成に努めています。



『取り組み』

地域住民の関わり

- 地域の問題・課題を地域で議論する場を持ち，積極的に参加しましょう。
- 役立つ情報は，地域の人たちに周知しましょう。

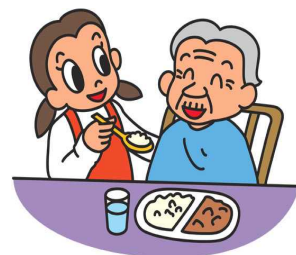
市の役割

地域住民や地域内活動者が幅広く参加し，地域内の福祉課題，生活課題について話し合う場として「(仮称)地域福祉懇談会」を開催します。

- 保健福祉サービスの質の確保・向上を図るため，各種研修会や会議への職員参加を促進，保健福祉関係職員の資質向上に努めます。

社会福祉協議会の関わり

- ボランティア団体を育成するための助成や支援，情報の提供をします。
- ひとり暮らし高齢者を支援する小地域ネットワーク活動を推進します。



『取り組み』

事業者などの関わり

- サービス利用者のニーズを把握するとともに、福祉関係団体からの意見を聞き取り、今後の事業展開の参考とします。
- 福祉サービスに従事する人材の育成に努めます。

『推進事業』

項 目	窓 口
保健福祉関係職員の資質向上	国保年金課 介護保険課 健康推進課 社会福祉課 高齢福祉課 児童福祉課
(仮称)地域福祉懇談会の開催	社会福祉課



(2) 効果的な情報の提供

『現状と課題』

地域福祉に関する情報は、市広報紙、インターネットのホームページ等をはじめ、各種窓口や関係機関をとおり提供されています。平成19年1月に開設した市民活動サポートバンクでも活動に必要な人材情報や施設・機材情報などが提供されています。

また、茨城放送ラジオ番組やJR勝田駅の改札口に設置されているプラズマビジョンや茨城県域地上波デジタルテレビ放送等、映像や音声を使った放送広報を積極的に活用し、広域的にPRをしています。

しかし、「地域福祉に関するアンケート」調査の結果によると、福祉サービス情報の入手方法については、「入手していない」12.7%、「入手したいが、入手先がわからない」が6.6%と回答していることから、住民が必要な時にいつでも必要な福祉サービスなどに関する情報を入手できるよう、様々な方法の活用に努める必要があります。

利用者が福祉サービスなどの情報を入手しやすく、有効に活用できるよう、高齢者・障害者・子育てに関するガイドブックの内容の充実や適正な配布に努めるとともに、ホームページを積極的に活用するなど分かりやすい情報の提供を図る必要があります。

『取り組み』

地域住民の関わり

- 市広報紙や市役所をはじめ各公共施設にあるパンフレットなどを入手し、知識の習得に努めましょう。
- インターネットやEメールなどの電子環境に慣れるように努めましょう。

『取り組み』

市の役割

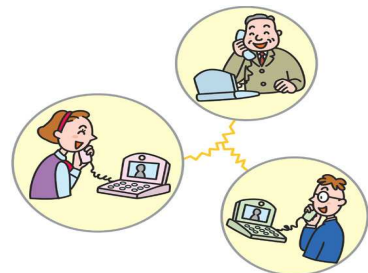
- 市広報紙，ホームページ，各種窓口や関係機関等で地域福祉情報をわかりやすく提供します。

社会福祉協議会の関わり

- 広報紙「福祉ひたちなか」の中で，さまざまな福祉情報を提供します。
- ホームページや各種窓口において，地域福祉情報をわかりやすく提供します。
- 地域で活動している子育てサロンやふれあいサロンなどに，情報の提供や活動支援を積極的に展開していきます。

事業者などの関わり

- 提供している福祉サービスの内容や情報，費用負担について，情報を開示するなど，その提供に努めます。



『推進事業』

項 目	窓 口
放送広報（茨城放送・茨城県域地上波デジタル等）の活用	広報広聴課
市政ふれあい講座の推進	各担当課 （取りまとめ広報広聴課）
自治会連合会だより	市民活動課 （自治会連合会）
市民活動サポートバンクの利活用の促進	市民活動課
市報ひたちなか，ホームページを活用した保健福祉情報の充実	国保年金課 介護保険課 健康推進課 社会福祉課 高齢福祉課 児童福祉課
みんなのあんしん介護保険	介護保険課
ひたちなか市健康増進計画の推進 ～ひたちなか市元気アッププラン～	健康推進課
ひたちなか市障害者プランの推進	社会福祉課
福祉ハンドブック	社会福祉課
子育て応援 book smile smile	児童福祉課
生涯学習情報誌「学・遊かわら版」	教育委員会事務局生涯学習課
福祉ひたちなか	社会福祉協議会



(3) 総合的な相談体制の充実

『現状と課題』

複雑・多様化する福祉ニーズの中で、高齢者・障害者・子育て支援などの相談に対しては専門性が求められ、きめ細かな対応が期待されています。

本市では、高齢者の地域包括支援センターが3ヶ所、障害者の地域活動支援センター 型が2ヶ所、児童の子育て支援センターが4ヶ所あり、それぞれの窓口で日常のさまざまな相談に対応しています。

相談内容に関しては、地域住民が福祉活動をとおして発見するケースや、当事者あるいは関係者から連絡を受けるケースなどがあります。これらのケースを保健師や保育士などの専門職が相談に対して適切に応じられるよう、地域包括支援センターや子育て支援センターなどの機能をより一層充実するとともに、地域の民生委員・児童委員などと連携しやすい相談体制の充実に努めていく必要があります。

『取り組み』

地域住民の関わり

- 広報紙やホームページなどを利用し、日常的な福祉サービスと相談窓口についての知識を身に付けましょう。
- 民生委員・児童委員や専門機関に相談するとともに、自らも課題解決に努めましょう。



『取り組み』

市の役割

- 高齢者・障害者・子育て支援など福祉の各分野について、市民の視点からわかりやすい相談窓口を目指します。
- 相談窓口の向上に向け、意見・要望などがサービスの改善につながる仕組みを構築します。

社会福祉協議会の関わり

- 自治会（社協支部）と連携を強化し、地域の情報収集に努めます。
- 老人相談事業やお年寄りのふれあい電話相談事業を充実します。

事業者などの関わり

- 利用者だけでなく、地域住民からの相談にも応じるよう努めます。



『推進事業』

項 目	窓 口
市民相談の充実	広報広聴課
保健福祉の相談窓口の充実	国保年金課 介護保険課 健康推進課 社会福祉課 高齢福祉課 児童福祉課
子育てダイヤルの充実	健康推進課
母子保健相談の充実	健康推進課
お年寄りのふれあい電話相談事業の充実	高齢福祉課 社会福祉協議会
家庭児童相談室の充実	児童福祉課
子育て相談の充実	子育て支援センター
青少年相談の充実	青少年センター
老人相談事業の充実	社会福祉協議会



(4) サービス利用者の権利擁護の推進

『現状と課題』

介護保険制度や障害のある人が自ら福祉サービスを選択する支援費制度が施行され、サービスの利用は「措置」から「契約」へと大きく変わりました。

これにより、福祉制度のあり方は、利用者が自らの判断で必要なサービスを選択するという主体性の尊重と、自分らしく生活を営むという自立の支援が基本となりつつあります。

しかしながら、認知症や知的障害、精神障害のために一部の判断能力が十分ではない人にとっては、必要な福祉サービスが適切に選択できているとは言い切れない状況です。

また、サービスを利用するうえで利用者の立場は弱くなりがちのため、サービス提供者と対等の立場に立ち、サービスなどを適切に利用できるよう、サービスに関する苦情の申し出を行いやすい環境づくりが求められています。

サービス利用者の権利を保護するという観点から、地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)や成年後見制度、苦情解決制度などの権利擁護事業の利用を促進していくには、行政だけでなく民生委員・児童委員や社会福祉協議会などの福祉関係者等と連携し、住民の身近なところから周知を拡める必要があります。

さらに、制度等の利用で権利が保護されることはもちろんですが、利用者が地域において自立し安心して暮らしていくためには、民生委員・児童委員や自治会などの地域組織をはじめとした地域社会全体で見守り・支え合うことが大切です。

『取り組み』

地域住民の関わり

- 福祉サービスを利用する中で、自ら理解し、判断することが困難な高齢者や障害者を発見した場合は、民生委員・児童委員に連絡しましょう。

『取り組み』

市の役割

地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）や成年後見制度など利用者の権利を守るための制度の周知・普及を図り，利用を支援・推進します。

社会福祉協議会の関わり

- 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）についての理解が得られるよう啓発し，利用を促進します。

事業者などの関わり

- 利用者の利益と基本的人権を尊重していきます。
- サービス利用者が，苦情の申し出を行いやすい環境づくりに努めます。

『推進事業』

項 目	窓 口
苦情・相談 （介護保険サービス事業所について）	介護保険課 高齢福祉課 （地域包括支援センター）
苦情・相談	社会福祉課

『推進事業』

項 目	窓 口
成年後見制度の周知・普及	社会福祉課（障害者） 高齢福祉課（高齢者）
地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）	社会福祉協議会



(5) 住環境の整備

『現状と課題』

まちづくりにおいて、国では「バリアフリー新法」、県では「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づき、公共施設はもとより民間建築物においても、徐々に福祉的な配慮がなされています。

地域福祉懇談会において「高齢者・障害者が散歩しやすい歩道の整備をしてほしい」、「歩道と車道の段差を解消してほしい」などの課題が出され、バリアフリー化を進めていく必要があります。

本市では、公共施設、民間建築物、乗降乗客の多いJR勝田駅・佐和駅周辺のバリアフリー化、道路改修における段差解消、点字ブロックの敷設、音響信号の設置等が進められています。また、子どもから高齢者まで、市内を自由に移動でき、市民の交流とまちの活性化を図るため、コミュニティバスの運行を開始し、車いすでも乗れる配慮がされています。

今後は、生活していく上でのバリア（障壁、障害、不便）を取り除いていくだけでなく、設計段階から誰もが使いやすいユニバーサルデザインの考え方で施策を進めていく必要があります。

コミュニティバスにおきましても、車を運転しない高齢者、障害者の社会参加を促進する観点から、運行経路や本数等の改善に努めていく必要があります。

また、近年、エネルギーの消費やごみの排出など、環境保全に対する市民の意識がますます高まっています。

地域福祉懇談会においても、「ごみの不法投棄が多い」「ごみの出し方が悪い」などの意見が出され、生活マナーの向上が求められています。

本市では、平成7年度からごみ袋の指定・有料化制によるごみの減量化、市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づき、市民、事業者および行政がそれぞれの役割を分担し、協働してごみの減量や資源化を推進しております。

今後は、ごみの減量化や分別の推進、リサイクル、省エネルギー・省資源などの実践や環境美化のための積極的な活動によって、環境問題の解決に向けた努力を継続していくことが必要です。

『取り組み』

地域住民の関わり

- 市民の交流とまちの活性化を図るため、コミュニティバス^の利用をしましょう。
- 地域における問題や改善点など自治会（社協支部）や各種ボランティアなどと協働して取り組みましょう。

市の役割

ノーマライゼーションの理念を実現するため、ユニバーサルデザインの普及に努めます。

すべての人が、安心してまちに出ることができるように、安全な道路の整備など生活環境の整備を推進します。

- コミュニティバスの運行路線を拡大して、市民の移動手段の利便性を図ります。

社会福祉協議会の関わり

- 高齢者、障害者や子どもなど、誰もが地域で共に暮らしていく、地域づくりのためにユニバーサルデザインを推進します。

『取り組み』

事業者などの関わり

- 誰もが利用しやすいユニバーサルデザインに取り組みます。

『推進事業』

項 目	窓 口
ユニバーサルデザインの推進	企画調整課 社会福祉課 高齢福祉課 児童福祉課 道路建設課 建築課 都市計画課 建築指導課 教育委員会
生活環境の整備	各担当課
コミュニティバスの利用促進	企画調整課



重点事項 2 地域福祉意識の啓発

(1) 支え合いのコミュニティづくり

『現状と課題』

近年は、生活のスタイルがプライバシーや便利さの重視へと変化してきており、また個人の価値観の多様化や人間関係の希薄化により、市民の地域社会への帰属意識や連帯感が薄れつつあります。

地域福祉懇談会では、すべての地区で「地域住民どうしの交流が少ない」、「近所付き合いがない」など、支え合いのスタート地点である交流についての課題が多く出されました。

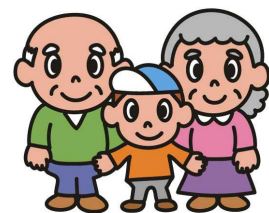
一方、「地域福祉に関するアンケート」調査の結果では、半数以上(54.6%)の方が住みよいまちづくりをするための重点事項として「住民がお互いに助け合えるまちづくり」をあげています。

地域福祉を推進していくためには、地域住民自らが福祉のまちづくりに参加しようとする意欲を持ち、地域の課題を自身の課題として受け止めることが大切です。

さらに民生委員・児童委員や保健推進員などの福祉関係者や自治会・コミュニティ組織・ボランティア団体などの地域組織、地域住民がお互いに連携して、支え合いのネットワークを拡げていくことが求められます。

本市では、81の自治会(社協支部)と9つのコミュニティ組織があり、お互いに連携しながら地域福祉の活動を推進していますが、地域の中にはこれらのほかにも、NPO法人やボランティアサークルなどたくさんの組織が活動しています。

地域住民がお互いを助け合える、連帯感のある地域社会となるためには、これらの組織どうしの連携を深めていくことが重要であるとともに、隣近所どうしでのあいさつ・声かけなど、身近なところから心のつながりを拡げていくことが大切です。



『取り組み』

地域住民の関わり

- 住民どうしが年齢や障害の有無に関わらず，地域の一員として理解し合うことに努めましょう。
- ご近所付き合いを気軽に行い，地域で開催される行事などへ積極的に参加しましょう。

市の役割

- 地域住民が共通の意識を持って支え合い活動が行われるよう，必要な支援に努めます。
- 地域と行政とが連携して，地域における支え合いのネットワークづくりを推進します。

社会福祉協議会の関わり

- 社協支部（自治会）をはじめとする地域組織の活動を支援します。

事業者などの関わり

- 地域の組織や活動内容などを把握し，協力や支援をします。

『推進事業』

項 目	窓 口
市民活動サポートバンクの利活用の促進 (再掲)	市民活動課
ひたちなか・ま くれ愛ひろばの利用の促進	市民活動課
自治会(社協支部)をはじめとする 地域組織の活動の支援	市民活動課 社会福祉協議会
愛の定期便事業の充実	高齢福祉課
生活援助員派遣事業の充実	高齢福祉課
緊急通報体制等整備事業推進	高齢福祉課 社会福祉協議会



(2) 福祉教育の充実

『現状と課題』

少子・高齢化，家族形態の多様化が進み，地域社会での交流が少なくなってきたおり，同時に思いやりやいたわりといった相手を思う心を育む機会が少なくなってきました。

地域福祉を推進するには，年齢，性別等を問わず，地域住民一人ひとりの心の中に相手に対する思いやりの気持ちや親切心を育てていくことが大切です。

こうした心は，幼児期の親子のふれあいに始まり，様々な社会体験やボランティア活動をとおして培われることから，家庭・地域・学校における人と人，世代間の交流の機会をより多く設ける必要があります。

本市では，社会福祉協議会が市内小中学校全校を福祉教育推進校として指定し，「総合的な学習の時間」を利用して，学校と連携しながら車いす・アイマスク・盲導犬などの体験学習や高齢者，障害者との交流活動などを推進しています。また，地域においても敬老会等の地域行事をとおした世代間交流が行われており，活動の拡がり期待されます。

子どもから大人まで，すべての地域住民がお互いを理解する気持ちや思いやる心を大切にし，生涯学習及び学校教育をとおして福祉の心を育む福祉教育の充実が必要です。

『取り組み』

地域住民の関わり

- 地域で高齢者，障害者との関わりをとおして，高齢者や障害者への理解を深めましょう。
- 小・中学校で行われている子どもたちの福祉教育を手助けし，将来の地域福祉の担い手を育てましょう。

『取り組み』

市の役割

「総合的な学習の時間」を有効活用した福祉教育の一層の充実に努めます。

幼稚園・小中学校と高齢者や障害者との交流活動を推進していきます。

地域行事やボランティア活動への児童・生徒の参加を促進します。

福祉の心を育む機会を設けるとともに、地域の活動を支援していきます。

社会福祉協議会の関わり

- 福祉教育推進校事業の一層の充実に努めます。
- 青少年訪問介護員養成講座を充実し、より多くの参加を促します。

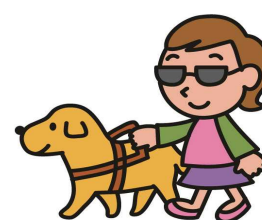
事業者などの関わり

- ボランティアなどの福祉体験学習を積極的に受け入れます。



『推進事業』

項 目	窓 口
男女共生セミナーの開催	女性・国際課
ときめき元気塾の開催	健康推進課
保健福祉体験学習の開催	健康推進課 教育委員会事務局指導室
三世代交流事業 (公立10幼稚園)	教育委員会事務局学務課 教育委員会事務局指導室
居住地校交流 (特別支援学校に在籍する幼児児童生徒の居住地交流)	教育委員会事務局指導室
中学生社会体験学習事業	教育委員会事務局指導室
特別支援学校交流学习	教育委員会事務局指導室
わくわくライフ町内留学隊	教育委員会事務局生涯学習課
家庭教育学級	教育委員会事務局生涯学習課 教育委員会各公民館
総合的な学習の時間 (福祉体験学習)	教育委員会事務局指導室 社会福祉協議会
青少年訪問介護員養成講座 (3級ヘルパー資格の取得)	社会福祉協議会



基本目標 ふれあいと助け合いのある地域づくり

重点事項 1 市民の地域活動への参加の促進

(1) 地域での支え合う活動の推進

『現状と課題』

少子・高齢化や核家族化の進展により、家庭や地域における相互に支え合う力が弱まっています。また、障害者数も年々増加する傾向にあり、要援護世帯の見守りや子育て家庭への支援など、日常的な地域での支え合いが必要になっています。

地域福祉懇談会においても、「地域住民間（世代間・新旧住民間を含む）の交流が少ない」、「下校時の見守り活動（安全パトロール）への参加が少ない」など、近所づきあいの希薄さや難しさに関する課題が出され、地域内でのつきあいの必要性が指摘されています。

本市では、自治会（社協支部）、民生委員・児童委員、各種ボランティアなどが中心となり、ひとり暮らし高齢者などへの見守り、子育て支援などの「地域の支え合いの輪」を拡げていくことに努めています。

「地域福祉に関するアンケート」調査の結果では、自治会などの隣近所での活動の設問では、69.3%の人が時間に余裕があれば隣近所での活動に参加したいと回答しており、地域活動への参加意欲の高さを知ることができます。

今後、さらに支え合い活動の輪を拡げていくには、福祉意識の啓発や自治会、民生委員・児童委員、各種ボランティアなどの連携を図ることが必要です。



『取り組み』

地域住民の関わり

- 地域において、どのような活動をしている団体があるのか関心を持つようにしましょう。
- 地域で支え合いの考えのもと、必要な支援情報などは近所に伝えることに努めましょう。

市の役割

- 地域でのふれあい、交流事業の拡充に必要な支援に努めます。
- 地域の支え合いを進めるためにボランティアの育成に努めます。

社会福祉協議会の関わり

- ボランティアの育成・指導や地域での支え合う活動を推進します。

事業者などの関わり

- 民生委員・児童委員や各種団体などと積極的に交流し、地域におけるニーズの把握に努めます。

『推進事業』

項 目	窓 口
ボランティアの育成	市民活動課 教育委員会事務局生涯学習課 教育委員会各公民館 社会福祉協議会
親子クッキング	健康推進課
健康づくり歩く会	健康推進課
地区伝達講習会	健康推進課
地域での支え合う活動の推進	社会福祉協議会



(2) 要援護活動の推進

『現状と課題』

隣近所との関係が希薄になりつつある中、振り込め詐欺や未成年者による犯罪が多発するとともに、犯罪の巧妙化・凶悪化と犯罪者の低年齢化が社会的な問題となっています。

また、平成7年に阪神・淡路大震災、平成16年に新潟県中越大地震やスマトラ島沖地震が起これり、防犯や防災への意識が高まっています。

子どもの見守り、治安に対する不安、災害時の避難への不安など、それぞれの地域における対策が重要です。

地域福祉懇談会においては、「通学路の防犯対策・パトロール」、「ひとり暮らし高齢者への支援活動が少ない」、「災害時のひとり暮らし高齢者や障害者への支援のあり方」などの課題が出され、地域の取り組みが重要になっています。

本市では、自治会を中心に子どもの下校時の安全パトロールや、防犯パトロールを実施しており、併せて、パトロール時にあいさつ運動など交流を深める活動も推進しています。

災害時には、情報提供や災害状況に応じた防災機関、医療機関との調整や連携による防災体制の構築など適切な対応を図っています。

しかし、高齢者や障害者等の中には、災害時に情報の収集・伝達や自力で避難するなどの適切な防災行動を取ることが難しい方々もたくさんいます。

そこで、これらの方々（災害時要援護者）の支援を円滑に行われる体制を整備しています。



『取り組み』

地域住民の関わり

- 「自分の身は自分で守り，自分たちの地域は自分たちで守る」といった意識を育てましょう。
- 災害時に備えるための要援護者支援体制づくりに参画し，自主防災組織や民生委員・児童委員に協力しましょう。
- 災害時に支援を必要とする場合は，災害時での支援に限る条件で，その情報を地域や行政に提供しましょう。
- 要援護者に関する個人情報の管理を徹底しましょう。
- 安全パトロールや防犯パトロールに積極的に参加しましょう。

市の役割

- 災害時要援護者の把握や災害時要援護体制を確立します。
- 子どもの見守り活動や下校時の安全パトロールを支援します。
- 自治会等が実施する防犯活動を支援します。

社会福祉協議会の関わり

- 日常の福祉活動が，災害時の迅速な救援活動に結びつくよう支援をします。

『取り組み』

事業者などの関わり

- 事業所などの防災対策を強化するとともに，地域の防災訓練など必要に応じて参加します。
- 施設利用者の避難訓練を定期的を実施します。

『推進事業』

項 目	窓 口
防犯活動及び自警団の結成・促進	市民活動課
災害時要援護体制の確立	防災交通課 介護保険課 社会福祉課 高齢福祉課
安全パトロールの充実	教育委員会事務局指導室 教育委員会事務局生涯学習課



重点事項 2 地域の交流の推進

(1) 世代間交流の推進

『現状と課題』

核家族化が進む中で、子育て家庭やひとり暮らし高齢者などに孤立しがちな人がいます。また、生活様式や価値観の多様化などにより、家族や近所づきあいが少なくなってきたおり、相互の支え合いが弱くなっています。

本市では、自治会（社協支部）、民生委員・児童委員などが中心となり、親子が自由につどい遊べる場として「子育てサロン」や引きこもりがちな高齢者がふれあえる「ふれあいサロン」を行っています。

また、自治会やコミュニティ組織では、地域の住民が楽しくふれあえる交流事業を数多く行っています。さらに、社協支部でも三世代交流事業などのふれあい事業が行われています。

地域福祉懇談会では、「子育て支援の窓口、子育てサロンが少ない」、「地域で交流する場所（集会所等）がない」、「若い人が自治会活動に参加しない」などの課題が出され、地域交流の機会や交流の場の必要性が指摘されています。

地域の中でふれあい、交流の場である「子育てサロン」、「ふれあいサロン」を拡充するなど、地域の誰もが気軽に参加できる事業を推進していく必要があります。



『取り組み』

地域住民の関わり

- 子ども会の行事や地域の行事をとおして、地域の高齢者、障害者や子どもとの交流に努めましょう。
- 子育てを地域ぐるみで支援しましょう。

『取り組み』

市の役割

- 子育て支援センターの充実に努めます。
- 地域住民の交流の機会，交流の場である三世代交流などの交流事業の支援に努めます。

社会福祉協議会の関わり

- 子育てサロン・ふれあいサロンを助成し，拡充を図ります。
- 地域で行われている三世代交流事業を支援します。

『推進事業』

項 目	窓 口
ときめき元気塾の開催（再掲）	健康推進課
高齢者と子どものふれあい事業	高齢福祉課
子育て支援センターの充実（公立1，民間3）	児童福祉課
三世代交流事業の支援	児童福祉課 教育委員会事務局学務課 教育委員会事務局指導室 社会福祉協議会
子育てサロン・ふれあいサロンの拡充	社会福祉協議会

(2) 居場所・たまり場・活動場所の充実

『現状と課題』

すべての住民が地域福祉推進の担い手として、福祉の力になることが求められている中、地域の福祉活動が継続的に発展していくためには、地域住民が自主的に参加しやすく、いつでも話し合いや情報交換ができる活動拠点を充実していく必要があります。

また、地域の既存施設のあり方を地域福祉活動の視点から見直し、例えば、福祉施設の会議室、空き店舗などを有効活用するなど、地域の実情に応じた活動拠点づくりも課題です。

地域福祉懇談会においても、「地域で交流する場所（集会所等）がない」、「公園・交流（遊ぶ場所）がない（不足している）」など、地域住民が交流する場所の不足が課題とされ、拠点づくりの重要性が指摘されています。

地域の福祉施設を有効に活用できるよう、社会福祉法人をはじめとする福祉施設の理解と協力を得て、地域住民が活動しやすい環境づくりを推進します。

『取り組み』

地域住民の関わり

- 近所づき合いや自治会の行事などをとおして、身近な場所で交流をしましょう。

市の役割

- 高齢者、障害者や子どもなどが、地域行事に参加しやすい環境づくりに努めます。
- 世代間で交流できる、誰もが気軽に立ち寄れる場所の確保に努めます。

『取り組み』

社会福祉協議会の関わり

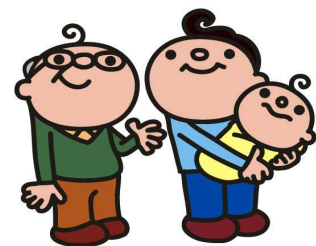
- 地域で活動している子育てサロンやふれあいサロンを支援します。

事業者などの関わり

- 地域住民が気軽に利用でき、住民の福祉活動が行えるような場として、開放するよう努めます。

『推進事業』

項 目	窓 口
ひたちなか・まふれ愛ひろばの利用の促進 (再掲)	市民活動課
老人福祉センターの活用	高齢福祉課 社会福祉協議会
サロン活動の拡充	社会福祉協議会



基本目標 地域活動やボランティア活動の推進

重点事項 1 地域福祉の活動を行う団体の連携

(1) 地域における各種団体の連携

『現状と課題』

近年の価値観の多様化や人間関係の希薄化により、地域の連帯感が薄れつつあり、自治会、子ども会、高齢者クラブ等の加入率が低下する中、地域の福祉課題に対し、住民どうしの助け合い、支え合い、見守りを基本として、地域の力で問題を解決していくことが、今、求められています。

本市の福祉を支える人々・団体には、民生委員・児童委員、保健推進員、社会福祉協議会、自治会、障害者団体、高齢者クラブ、ボランティア団体、NPO法人など様々な団体などがあり、地域福祉活動においてそれぞれが重要な役割を担い活動を行っています。

しかしながら、これらの団体などが自主的に交流している場合を除き、情報・活動に関する横のつながりは必ずしも十分とは言えず、効果的で効率的な福祉活動を行うにあたっては様々な面で相互に連携を図ることが課題となっています。

このため、地域住民に対して、福祉活動に関する広報・啓発活動を実施し、参加を促進するとともに、地域で活動する団体の情報の共有化と連携について検討する必要があります。

『取り組み』

地域住民の関わり

- 地域で活動する団体との交流に努めましょう。
- 「クチコミ」により、さまざまな活動をしている団体などの情報が地域内に伝わるよう心がけましょう。

『取り組み』

市の役割

- 地域で活動する諸団体の交流の促進と連携に向けた支援に努めます。
- 地域の諸団体の活動情報の共有化について推進します。
- 本計画と両輪となる「地域福祉活動計画」を策定する社会福祉協議会との連携を強化します。

社会福祉協議会の関わり

- 地域で活動している人や団体などの連携を促進するよう働きかけをします。

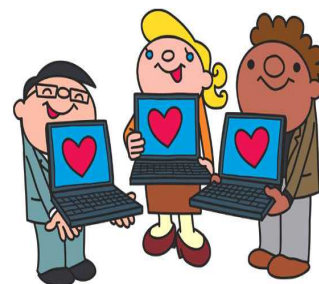
事業者などの関わり

- 地域との交流を行い、専門的な視点から助言を行います。
- 地域で活動する人、ボランティア団体などと交流を行い、必要な時に必要な連携がとれるように努めます。



『推進事業』

項 目	窓 口
市民活動サポートバンクの利活用の促進 (再掲)	市民活動課
活動団体相互の交流・連携	市民活動課 社会福祉課 教育委員会事務局生涯学習課 社会福祉協議会
社会福祉協議会との連携強化	社会福祉課



(2) ボランティア活動の活性化

『現状と課題』

地域住民のニーズが多様化する中で、ボランティア団体・NPO法人の増加、地域に根づいたボランティアの立ち上げなど、地域福祉活動は、ここ数年活発になってきています。

本市の「ひたちなか・ま ふれ愛ひろば」は、学びの場、情報交換の場として、地域住民、ボランティア団体やNPO団体に利用されています。

さらに、公民館、図書館など生涯学習関連施設においても、数多くの学習団体・グループが自主的に活動を行っています。

社会福祉協議会では、市民の福祉活動への参加意識と関心を高めるため、ボランティア講座や体験講座を開催するとともに、各ボランティア団体の育成・支援を行っています。

また、ボランティア団体やNPO法人等は、高齢者や障害のある人の日常生活や社会活動の一部をサポートしています。

「地域福祉に関するアンケート」調査から、「市民のボランティア活動の参加について」の結果を見ると、「現在ボランティア活動に参加していないが、今後については活動したい」と参加意向を持つ人も多く、また、参加していない人は、「時間や体力面の不安、情報不足」などの理由をあげる人が多いことが分かりました。

ボランティア活動を促進するには、ボランティア活動のPRや地域活動の担い手の掘り起こしを図り、地域ボランティア層の拡充を図っていくことが必要です。また、気軽に自分の住んでいる地域の近くで活動できるような環境や、参加できる活動の多様化、情報提供などを進めていくことが重要です。



『取り組み』

地域住民の関わり

- 困っている人を見かけたら，声かけをしたり，必要な手助けをしたりする日常的なちょっとしたボランティア活動に参加しましょう。
- 地域のボランティア活動を推進し，回覧板や集会所の掲示板に活動内容を記載し，周知に努めましょう。

市の役割

- ボランティア活動のPRや参加しやすい環境づくりに努めます。
- ボランティア団体やNPO法人などの活動を支援するとともに，相互の情報交換や交流機会の拡大を図ります。
- 地域活動への職員の積極的な参加を促します。

社会福祉協議会の関わり

- ボランティア活動センターの機能を充実します。
- ボランティア活動に関する，様々な情報を収集・発信します。
- ボランティア養成講座等を開催し，ボランティアの育成に努めます。
- サロン等の立ち上げのための「ノウハウ」の提供等の支援をします。

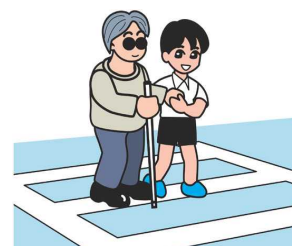
『取り組み』

事業者などの関わり

- 従業員がボランティア活動に積極的に取り組めるよう支援します。

『推進事業』

項 目	窓 口
市民活動サポートバンクの利活用の促進 (再掲)	市民活動課
生涯学習団体・グループの活動支援	教育委員会事務局生涯学習課
自主学級の活動支援	教育委員会各公民館
ボランティア活動センターの機能充実	社会福祉協議会
ボランティア団体の育成及び指導	社会福祉協議会



重点事項 2 地域の人材情報の活用

(1) 人材の育成・発掘

『現状と課題』

少子・高齢化や核家族化の進展および社会環境の変化により、昔からの地域における相互に支え合う力の低下が指摘されています。

地域福祉を推進していくための中心的な担い手となるのは、地域住民一人ひとりであり、地域住民が協力して、地域におけるニーズや生活課題を把握し、その解決に向けて知恵を出し合いながら取り組んでいくことが必要です。

そのためには、福祉に関わる様々な人々が、地域福祉を「地域づくり」という視点で捉え、実践する力を身につけた人材を育成することが課題です。

地域で身近な福祉活動を行う人材を発掘、育成し、地域の支え合い活動に結びつけていくため、地域レベルでの人材育成や地域活動への参加の仕組みづくりを進めていく必要があります。

『取り組み』

地域住民の関わり

- 活動に必要な知識・技術を持つ人材を把握し、活動への参加を呼びかけましょう。
- 地域単位で各年代別（青年・壮年・老年）にリーダーを育てましょう。



『取り組み』

市の役割

地域住民が自主的な地域活動をとおして，地域福祉を推進できるよう支援します。

- 人材育成のための研修・講座の充実に努めます。

地域住民が，それぞれの個性や得意分野を活かし，地域で助け合い，支え合いながら生活していけるよう，地域福祉活動に興味や関心を持っている人材の育成に努めます。

社会福祉協議会の関わり

- ボランティアに関する情報を収集するとともに，各種講座・研修会などを開催し，人材の育成に努めます。

事業者などの関わり

- ボランティア活動に参加しやすい環境づくりに努めます。



『推進事業』

項 目	窓 口
エンパワーメント・カレッジ	女性・国際課
市民活動サポートバンクの利活用の促進 (再掲)	市民活動課
自治会役員・地域リーダーの育成	市民活動課
ふれ愛隊養成研修	市民活動課
健康づくりリーダーの育成	健康推進課
ときめき元気塾	健康推進課
健康運動指導士養成	健康推進課
保健推進員養成・元気アップ支援者育成	健康推進課
3級ヘルパー養成講座	高齢福祉課 社会福祉協議会
ファミリー・サポート・センター	児童福祉課
高校・高専の市民への開放講座	教育委員会事務局生涯学習課
人材活用(学・遊教授の活用)	教育委員会事務局生涯学習課



(2) シニアをはじめとした地域の人材活用

『現状と課題』

少子・高齢化が進む中で、いわゆる団塊の世代と呼ばれる人たちが、ひたちなか市においても、約7,500人います。その人たちが高齢者の仲間入りに近づくとつれ、地域における新たな人材としての活躍が期待されています。

また、シニアと呼ばれる人たちの中には、豊富な経験と技術、特技を持っている人もいることから、そうした人たちを地域で発掘し、地域福祉のために能力を提供していただけるように働きかけていくことが必要です。

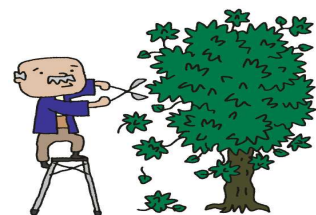
本人のしたいこと、能力を発揮することが、ボランティア活動につながるという仕組みをつくることによって、人材を活かすことができるとともに、活動が地域で評価され、本人の生きがいにもつながります。

さらに、活動をする人と活動を受ける人の情報を集約し、ふれあう機会を設けることによって、ボランティアなどへの参加意識を持った市民をひとりでも多く活動に結び付け、ボランティアの裾野を拡げていく必要があります。

『取り組み』

地域住民の関わり

- 団塊の世代と呼ばれる人たちが、地域で活躍できるように、地域の行事や仕事の役割などを見直しましょう。
- シニアと呼ばれる人たちが、今まで身に付けた豊富な経験、技術、特技を活動に活かせるような環境づくりを目指しましょう。



『取り組み』

市の役割

シニアをはじめとした人たちが、豊富な経験と技能等を活かせるよう、老人福祉センターなどを活動拠点とした生きがいや健康づくりの活動を推進します。

生涯学習活動によって習得した知識や技術などを地域住民が、地域の中で活用できるよう支援します。

- 市民活動サポートバンクの利活用を促進します。

社会福祉協議会の関わり

- 地域活動やボランティア活動への参加の機会をつくり、情報提供に努めます。

『推進事業』

項 目	窓 口
市民活動サポートバンクの利活用の促進 (再掲)	市民活動課
高齢者生きがい対策事業	高齢福祉課 社会福祉協議会
シルバー人材センター登録と活動	高齢福祉課 (シルバー人材センター)
高齢者クラブの充実	社会福祉協議会

資 料

ひたちなか市地域福祉計画策定経過

月 日	会 議 名	内 容
平成18年		
7月18日(火)	プロジェクト・チーム 会議 (第1回)	・市地域福祉計画の概要について ・アンケート調査の結果について
7月27日(木)	策定委員会 (第1回)	・地域福祉計画 (案) について ・地域福祉計画策定スケジュール (案) について
10月30日(月)	ワーキング・グループ 会議 (第1回)	・地域福祉計画策定の経過について ・地域福祉懇談会の結果について ・地域福祉計画骨子 (案) について
11月 2日(木)	プロジェクト・チーム 会議 (第2回)	・地域懇談会の結果について ・地域福祉計画骨子 (案) について
11月10日(金)	策定委員会 (第2回)	・地域懇談会の結果について ・地域福祉計画骨子 (案) について
12月 8日(金)	ワーキング・グループ 会議 (第2回)	・地域福祉計画 (案) について
12月15日(金)	ワーキング・グループ 会議 (第3回)	・地域福祉計画 (案) について
12月27日(水)	プロジェクト・チーム 会議 (第3回)	・地域福祉計画 (案) について
平成19年		
1月 5日(金)	策定委員会 (第3回)	・地域福祉計画 (案) について
3月23日(金)	プロジェクト・チーム 会議 (第4回)	・地域福祉計画 (案) について
3月28日(木)	策定委員会 (第4回)	・地域福祉計画 (案) について
6月25日(月)	市報掲載	・パブリック・コメント募集 (~7月24日)
8月 3日(金)	プロジェクト・チーム 会議 (第5回)	・パブリック・コメント募集結果について ・地域福祉計画 (案) について
8月10日(金)	策定委員会 (第5回)	・パブリック・コメント募集結果について ・地域福祉計画 (案) について

ひたちなか市地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成18年4月18日

告示第66号

(設置)

第1条 ひたちなか市地域福祉計画を策定するに当たり、ひたちなか市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、ひたちなか市地域福祉計画の策定に関する事務を所掌する。

(委員)

第3条 委員会の委員は22人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市民代表（公募）
- (2) 保健福祉団体関係者
- (3) 民生委員・児童委員
- (4) 市民憲章推進協議会関係者
- (5) 自治会連合会関係者
- (6) ボランティア団体関係者
- (7) 医師会関係者
- (8) 社会福祉施設関係者
- (9) 学識経験者
- (10) 保健所関係者
- (11) 地方総合事務所福祉関係者
- (12) 社会福祉協議会関係者

2 委員の任期は、ひたちなか市地域福祉計画策定終了までとする。

(運営)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、議長となる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、福祉事務所社会福祉課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、公布の日から施行する。

付 則（平成18年告示第95号）

この告示は、公布の日から施行する。

ひたちなか市地域福祉計画策定委員会委員名簿

	関 係 機 関 名	役職・氏名
委 員	市民代表（公募）	岩 間 直 子
委 員	市民代表（公募）	加藤木 巨 樹
委 員	市民代表（公募）	鈴 木 健 一
委 員	市民代表（公募）	吉 田 正 雄
委 員	ひたちなか市心身障害者連絡協議会	～H19. 3. 31 会 長 石 崎 和 夫 H19. 4. 1～ 副会長 後 藤 忠 明
委 員	ひたちなか市保健推進員連絡協議会	副会長 石 村 幸 枝
委 員	ひたちなか市食生活改善推進員連絡協議会	会 長 安 良 子
委 員	ひたちなか市高齢者クラブ連合会	会 長 橋 野 文 二
委 員	ひたちなか市母子寡婦福祉会	会 長 安 島 令 子
委 員	ひたちなか市連合民生委員児童委員協議会	会 長 橋 本 重 男
委 員	ひたちなか市市民憲章推進協議会	会 長 刈 部 操
委 員	ひたちなか市自治会連合会	会 長 大和田 敬 治
委 員	ひたちなか市自治会連合会	副会長 佐 藤 彦三郎
委 員	ひたちなか市ボランティア連絡協議会	顧 問 谷 口 かよ子
委 員	ひたちなか市医師会	名誉会長 小 林 克 巳
委 員	ひたちなか市介護サービス事業者連絡協議会	幹 事 乾 守 男
委 員	ひたちなか市議会	議 員 後 藤 正 美
委 員	ひたちなか市議会	議 員 樋之口 英 嗣
委 員 長	常磐大学	教 授 池 田 幸 也
委 員	ひたちなか保健所	～H19. 3. 31 所 長 土 井 幹 雄 H19. 4. 1～ 所 長 荒 木 均
委 員	県北地方総合事務所福祉課	課長補佐 中 村 晴 夫
委 員	ひたちなか市社会福祉協議会	常務理事 平 戸 志 弘

ひたちなか市訓第5号

ひたちなか市地域福祉計画策定プロジェクト・チーム設置要項

(設置)

第1 ひたちなか市地域福祉計画策定委員会と協働し、ひたちなか市地域福祉計画（以下「計画」という。）策定のための調査、分析及び検討を行うため、ひたちなか市プロジェクト・チーム設置規程（平成6年訓令第14号）第2条第1項の規定に基づき、ひたちなか市地域福祉計画策定プロジェクト・チーム（以下「プロジェクト・チーム」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 プロジェクト・チームは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 計画策定に伴う調査・研究
- (2) 計画素案の作成
- (3) その他計画の策定に関し必要な事項

(組織)

- 第3 プロジェクト・チームは、リーダー、サブリーダー及びスタッフをもって組織する。
- 2 リーダーは福祉事務所社会福祉課長をもって充て、サブリーダーは福祉事務所高齢福祉課長をもって充てる。
 - 3 スタッフは、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(設置期間)

第4 プロジェクト・チームの設置期間は、計画策定終了までとする。

(会議)

- 第5 会議は、必要に応じリーダーが招集し、会議の進行を務める。
- 2 リーダーは、必要に応じ第2の事項に関係する者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(ワーキング・グループ)

- 第6 プロジェクト・チームの下部組織として、ワーキング・グループを置く。
- 2 ワーキング・グループは、所掌事務を効率的に行うため、専門事項を調査研究する。
 - 3 ワーキング・グループの構成員は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

(庶務)

第7 プロジェクト・チームの庶務は、福祉事務所社会福祉課において処理する。

(補則)

第8 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この訓は、制定の日から施行する。

別表第1（第3関係）

企画調整課長
女性・国際課長
財政課長
市民活動課長
防災交通課長
国保年金課長
介護保険課長
健康推進課長
社会福祉課長
高齢福祉課長
児童福祉課長
道路建設課長
建築課長
都市計画課長
指導室長
生涯学習課長
中央公民館長

別表第2（第6関係）

社会福祉課長
介護保険課長の推薦する者
健康推進課長の推薦する者
社会福祉課長の推薦する者
高齢福祉課長の推薦する者
児童福祉課長の推薦する者

地域福祉計画ワンポイント集（初出ページ）

この計画書では、「社会福祉協議会」を「社協」、「地区社会福祉協議会」を「地区社協」、「民生委員・児童委員」を「民生委員」とそれぞれ略して表現します。

茨城県ひとにやさしいまちづくり条例（46 ページ）

すべての人が、社会参加の機会を等しく有し、共に安心して快適に生活することができる地域社会の実現をめざし、平成8年3月制定された茨城県の条例です。

インフォーマル（12 ページ）

フォーマル（形式的・正式）の対義語です。ここでは公共的なケアサービスや国や地方公共団体による施策を表すフォーマルに対し、家族や友人、地域住民、ボランティア等が行う援助活動のことを言います。

NPO（12 ページ）

福祉・環境・教育等様々な分野で活動を行う民間の非営利団体で、法人格を取得している場合もあります。この計画書では、法人格を取得している団体をNPOと表現します。

合計特殊出生率（10 ページ）

人口統計上の指標で、15～49歳の女性が、その年齢別出生率にしたがって子どもを産んだ場合に、生涯に何人の子どもを産むか推計したものです。

コミュニティ（3 ページ）

一般的には、地域社会のことをコミュニティと呼びます。ひたちなか市では、自治会・公民館活動団体を構成団体として、中学校区単位に9つのコミュニティを組織しています。

災害時要援護者支援体制（58 ページ）

市内在住で災害時に援護を必要とする方々を対象に、本人等の同意付の調査票を郵送し、申請のあった方々の記載内容に基づき、市で災害時要援護者リストを取りまとめ、これを基に、民生委員・児童委員が現状調査を実施します。

この調査がなされた後に、地域の自治会等と民生委員との情報交換等を行いながら要援護者の現状把握を実施し、災害時における安否確認や被害状況に応じた救助・救護と市への連絡や報告を行っていただく体制です。

支援費制度（18 ページ）

平成15年4月から施行された、障害のある方自身が利用する施設やサービスを選び、契約によってサービスを利用する制度です。それ以前は措置制度として、県や市町村がサービスの内容、サービスを行う事業者や施設を決定していました。

市民活動サポートバンク（37 ページ）

ひたちなか市は、市内の市民活動情報を市民の方に利活用していただくために、市民サポートバンクを開設しました。愛称は「げんき-NET ひたちなか」です。インターネット上でどなたでも市内の情報が検索できます。市内に居住または勤務・通学している方が会員登録することができ、市民活動に役立つ情報を掲載できるシステムです。

社協支部（14 ページ）

社会福祉法人ひたちなか市社会福祉協議会は、住民による福祉活動の推進ならびに社会福祉の啓発と地域福祉サービスの促進を図る目的として、市内で組織されている81の自治会を社協支部として位置づけています。

支部は、自治会長を支部長とし、班長・組長・民生委員・高齢者クラブ・婦人部・子ども会育成会役員・保健推進員および地域ボランティアなどから組織されています。

小地域ネットワーク（35 ページ）

小地域を単位として要援護者一人ひとりに近隣の人びとが見守り活動や援助活動を展開するものです。ひたちなか市では、市内の70歳以上のひとり暮らし高齢者全員と、65歳以上の病弱者を対象に行っています。地域の中で安心して生活できるよう、ご近所の方々に協力員になっていただき、日常生活の中で安否確認や話し相手などを務めてもらうものです。

シルバー人材センター（20 ページ）

「高齢者の雇用の安定等に関する法律」に基づいて、各市区町村ごとに設置されている営利を目的としない公益法人（社団法人）です。健康で働く意欲のある高齢者の方々が会員となり、地域の公共団体や民間企業、家庭等から仕事を引き受け、働くことを通して社会に参加することを目的としています。

成年後見制度（43 ページ）

成年後見制度は、平成12年に旧来の禁治産・準禁治産制度にかわって設けられました。判断能力の不十分な成年者を保護・支援するために、成年後見人

が本人に代わって法律行為を行います。

地域包括支援センター（20 ページ）

平成18年4月の介護保険法改正により創設され、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、介護予防事業のマネジメントなど地域支援事業を一体的に実施する役割を担う中核拠点として設置するものです。ひたちなか市内にも3箇所の地域包括支援センターが設置されています。

地域密着型サービス（20 ページ）

平成18年4月の介護保険法改正により創設されたサービスです。介護が必要になっても、住み慣れた地域で生活し、介護サービスを受けられるように、要介護者の日常生活圏内にサービス提供の拠点が確保されます。

認知症（20 ページ）

「痴呆」に替わる用語です。「痴呆」という用語は、侮蔑的な表現である上に、「痴呆」の実態を正確に表していないため、平成16年12月24日から行政用語としては、「認知症」を用いるようになりました。

ノーマライゼーション（47 ページ）

障害のある人を特別視するのではなく、一般社会のなかで普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそがノーマルな社会であるという考え方です。

バリアフリー（46 ページ）

公共の建築や道路、個人の住宅等において、高齢者や障害のある人の利用にも配慮した設計のことです。近年は物理的なものに限らず、より広く社会的、制度的、心理的なすべての障害（バリア）の除去という意味でも用いられます。

ひたちなか・ま ぶんれ愛ひろば（51 ページ）

市民協働の新たなネットワーク施設として開設されました。「NPO法人ひたちなか ま」が市から委託を受けて施設を運営しています。市民の皆さんやボランティアグループ・NPO 法人等の交流や、市民活動推進の場としてご利用いただけます。

ファミリーサポートセンター（15 ページ）

子育てのお手伝いをしたい方（協力会員）と、手助けをしてほしい方（利用会員）からなる、ボランティア的に地域で助け合う会員組織で、アドバイザー

が援助活動のサポートを行います。ひたちなか市では、社会福祉協議会（総合福祉センター内）に事務局が設置されています。

保健推進員（49 ページ）

ひたちなか市の保健推進員は、自治会長の推薦を受けて、市長が委嘱します。市民が健康相談、健康教育、健康診査等に対して適切な情報提供を受け、疾病予防や機能回復訓練、心の健康づくりなどの総合的な保健医療サービスが受けられるよう、地域自治会と連携を図りながら地域の健康づくりを推進すると共に市の保健事業に協力、参加しています。

ボランティア活動センター（69 ページ）

ひたちなか市ボランティア活動センターは、市民の善意とボランティア活動の啓発推進を図ることを目的として、社会福祉協議会内に設置されています。主にボランティア活動振興のための事業、善意金品の預託および配分、その他センターの目的達成に必要な事業などをおこなっています。

ユニバーサルデザイン（46 ページ）

障害の有無、年齢・性別・人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいような都市や生活環境、製品・情報などの設計のことをいいます。